

第3回 静岡県海岸保全基本計画検討委員会 説明資料

令和7年12月9日

静岡県

目 次

1

1 海岸保全基本計画変更の概要	・・・・・ P 2
2 第2回検討委員会の意見と対応	・・・・・ P 9
3 意見に対する個別の対応結果	・・・・・ P 14
4 海岸保全基本計画（原案）への反映	・・・・・ P 27
4. 1 海岸の防護に関する事項の変更	・・・・・ P 29
4. 2 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更	・・・・・ P 49
4. 3 海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更	・・・・・ P 54
5 今後のスケジュール	・・・・・ P 58

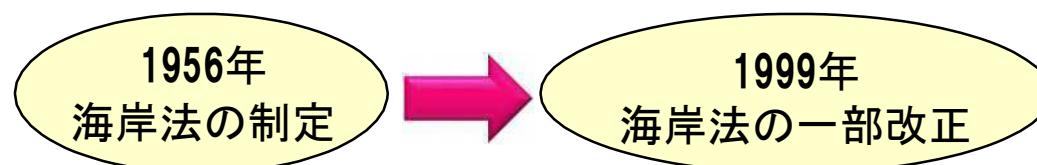
1 海岸保全基本計画変更の概要

海岸保全基本計画策定の流れ

■海岸保全基本計画策定の流れ

- 1956年に制定された「海岸法」は、1999年に抜本的に改正され、これまでの防護主体の海岸整備から、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度が創設された。
- 国が「海岸保全基本方針」を定め、これに沿って都道府県知事が「海岸保全基本計画」を策定することが義務付けられ、計画策定に当たっては、地域の意見や専門家の知見を反映する手続きを導入することとされている。

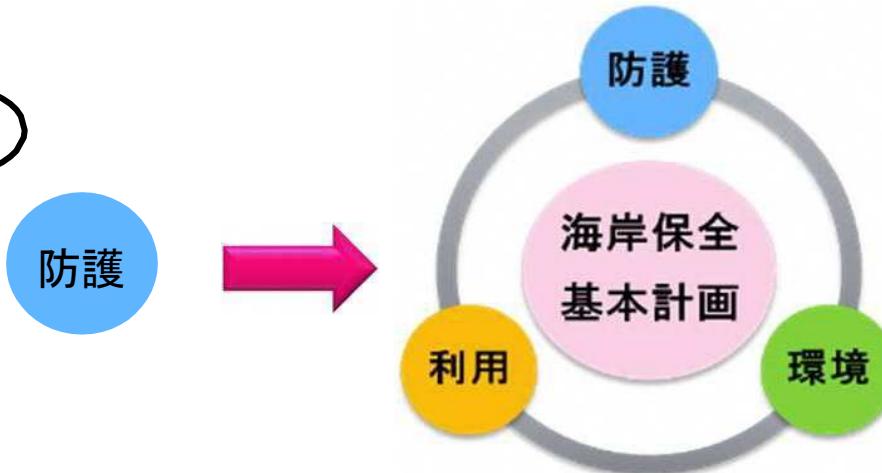
海岸法改正の概要



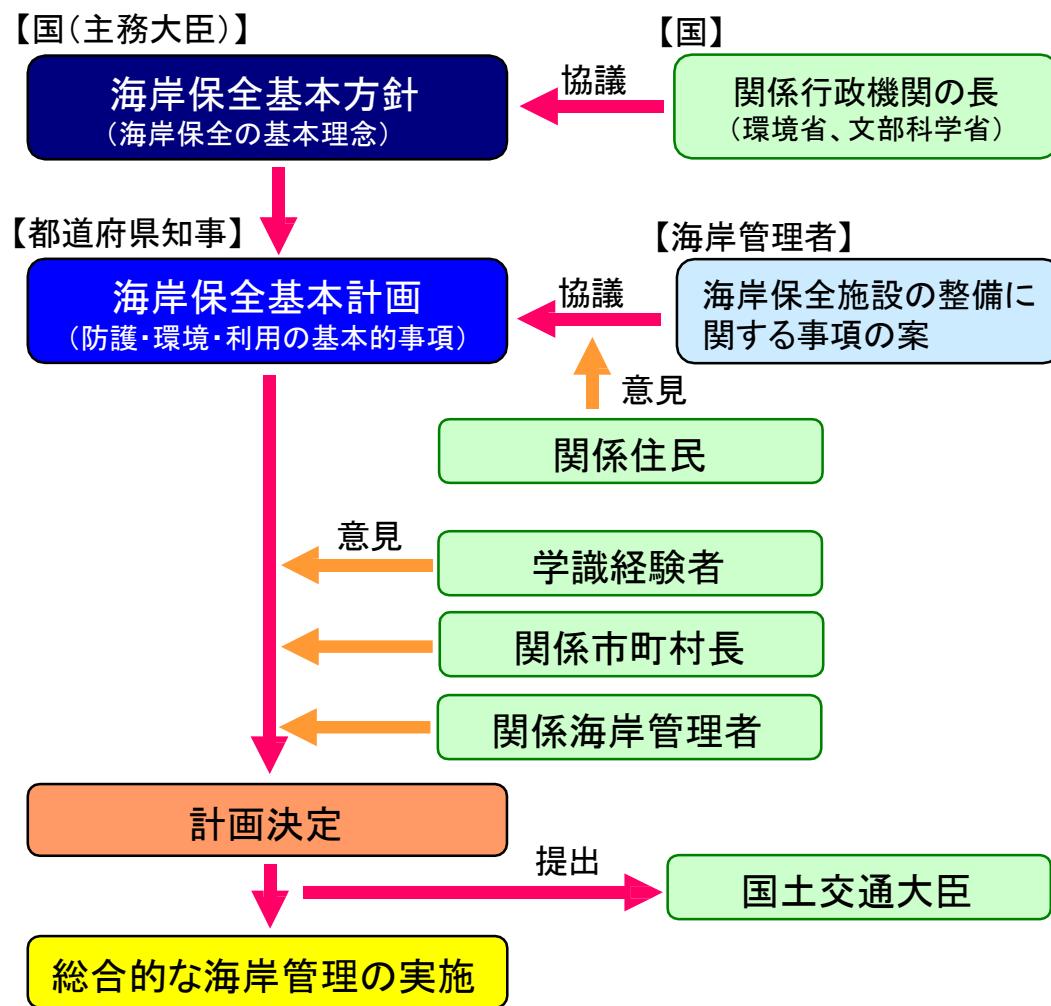
- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施

- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張（一般公共海岸区域の創設）
- 国の直轄管理制度の導入など

目的



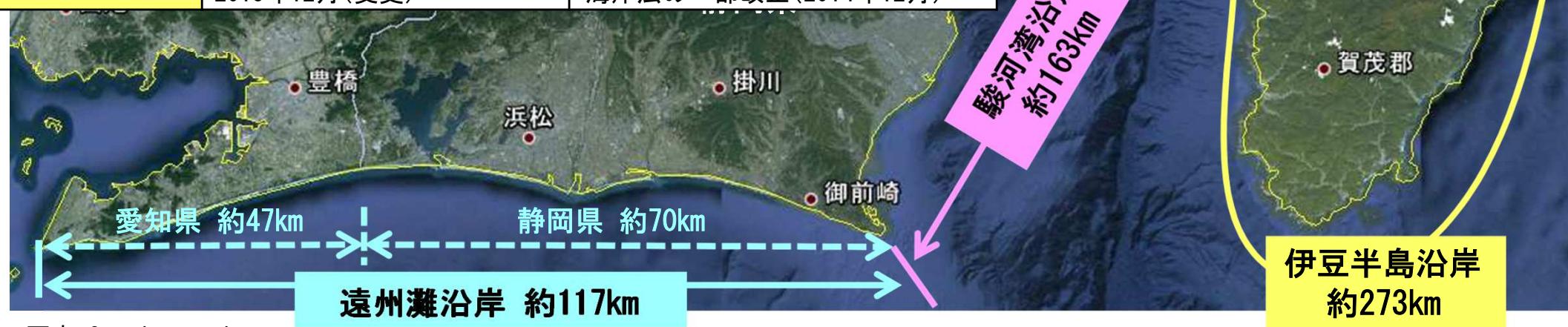
計画策定の流れ



当県における海岸保全基本計画の策定状況

- ▶ 静岡県では、「遠州灘沿岸」、「駿河湾沿岸」、「伊豆半島沿岸」の3つの沿岸の海岸保全基本計画を策定している。
- ▶ 2011年3月の東日本大震災を契機に、国から津波防護に関して2つのレベルが示されたことや、2014年の海岸法の一部改正により維持修繕に関する事項を追加することとなったため、2015年12月までに変更を行っている。

沿岸名	策定・公表時期	改定理由
遠州灘沿岸 (伊良湖岬～御前崎) ※愛知県と共同策定	2003年7月 2007年8月(変更) 静岡県変更 2011年2月(変更) 愛知県変更 2015年12月(変更)	海岸保全基本方針策定(2000年5月) 軽微な変更 軽微な変更 津波防災地域づくりに関する法律の制定(2011年11月) 海岸法の一部改正(2014年12月)
駿河湾沿岸 (御前崎～大瀬崎)	2002年6月 2006年2月(変更) 2014年7月(変更) 2015年12月(変更)	海岸保全基本方針策定(2000年5月) 整備に関する事項を一部変更 津波防災地域づくりに関する法律の制定(2011年11月) 海岸法の一部改正(2014年12月)
伊豆半島沿岸 (大瀬崎～神奈川県境)	2003年7月 2014年7月(変更) 2015年12月(変更)	海岸保全基本方針策定(2000年5月) 津波防災地域づくりに関する法律の制定(2011年11月) 海岸法の一部改正(2014年12月)



海岸保全基本計画の変更が必要となった経緯

■海岸保全基本計画の変更が必要となった背景

▶ IPCC第5次評価報告書の公表(H26)以降、「海岸保全基本方針の変更(R2.11)」、「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令改正(R3.7)」等により、令和7年度までに気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の見直しが求められることとなった。

世界の気候変動に関する動き

IPCCが第5次評価報告書を公表(H25～H26)

内容: 2081年～2100年の世界平均気温の変化は0.3～4.8°Cの範囲に入る可能性が高い
2081年～2100年の海面上昇量は0.26m(RCP2.6)～0.82m(RCP8.5)の範囲に入る可能性が高い

IPCCがSROCC(海洋・雪氷圈特別報告書)を公表(R1.9.24)

内容: 2081年～2100年の海面水位の上昇は0.26m～0.92mの範囲に入る可能性が高く、2100年には0.29m～1.10mの範囲に入る可能性が高い

文科省と気象庁が将来予測をまとめた「日本の気候変動2020」を公表(R2.12.4)

内容: 日本では2度上昇シナリオで1.4°C、4度上昇シナリオで4.5°C年平均気温が上昇する
日本への台風の接近数、上陸数には、長期的な変化傾向は見られない
日本近海の21世紀末の年平均海面水温は1.14°C～3.58°C上昇する
平均海面水位は日本沿岸で0.39m～0.71mと世界平均と同等程度で上昇する

IPCCが第6次評価報告書を公表(R5.3.20)

内容: 2081年～2100年の海面上昇量0.32m(SSP1-2.6)～1.01m(SSP5-8.5)の範囲に入る可能性が高い

海岸保全基本計画の見直しの経緯

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会の設立(R01.10)

内容: 気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討。

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言(R2.7.8)

内容: 海岸保全を過去のデータに基づきつつ、気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換パリ協定の目的と整合するRCP2.6(2°C上昇相当)を前提に方針や計画に反映し、整備等を推進海岸保全の目標はRCP2.6を前提としつつ、平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測RCP8.5(4°C上昇相当)も考慮し、これに適応できる海岸保全技術の開発を推進するとともに、社会全体で気候変動に取り組む体制を構築する

国土交通省が海岸保全基本方針の変更(R2.11.20)

変更内容: 気候変動による影響による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を適切に確保

高潮からの防護目標は、過去の台風等により発生した高潮録に基づく既往の最高潮位又は記録や将来予測に基づき推算した潮位に、記録や将来予測に基づき推算した波浪の影響を加える

侵食対策については、将来変化の予測に基づき対策を実施する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行う

地域のリスクについて、気候変動の影響による将来変化を含めまちづくり関係者等と共有し、連携や調整を図る

第5次社会資本整備重点計画(R3.5.28)

目標値: 気候変動影響防護目標に取り込んだ海岸の数39沿岸(R7年度まで)

海岸保全施設の技術上の基準を定める省令改正(R3.7.30)

設計高潮位: 気象の状況及び将来の漂押しを勘定して必要と認められる値を加えるよう変更

設計波: 気象の状況及び将来の見通しを勘定するよう変更

気候変動を踏まえた計画外力の設定方法に関する技術的助言(R3.8.2)

内容: RCP2.6シナリオにおける将来予測の平均的な値を前提
RCP8.5シナリオは整備メニューの点検や減災対策のリスク評価、施設の効率的な運用検討、将来的な施設課量を考慮した工夫等の参考として活用するよう努める

堤防等の設計において津波を対象とする場合も平均海面水位の上昇を考慮する。

施設整備段階においては、堤防や消波工に冲合施設や砂浜等を組み合わせ、環境や利用の面からも優れた面的防護方式による防護に努める

海岸保全基本計画の見直し(～R7まで)

気候変動を踏まえた計画変更のポイント

- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言を踏まえて海岸保全基本方針が変更されたことを受け、海岸保全基本計画の見直しを行う。
- 静岡県海岸保全基本計画技術検討会における検討内容を踏まえ、「遠州灘沿岸」、「駿河湾沿岸」、「伊豆半島沿岸」の海岸保全基本計画の変更案を作成する。

計画変更のポイント①

気候変動による影響を踏まえた対応

- 気候変動による影響を踏まえた計画外力、防護水準の設定及び対応策等を海岸保全基本計画に反映する。

計画変更のポイント②

計画の前提とする気候変動シナリオ及び対象外力の目標時点の設定

- 気候変動シナリオとしてRCP2.6(2°C上昇相当)を前提とし、それを考慮した21世紀末(2100年)時点の海岸保全の目標等を示す。

計画変更のポイント③

技術検討会での意見を踏まえた防護水準及び防護目標の変更

- 「静岡県海岸保全基本計画技術検討会」で検討した気候変動の影響を防護水準に反映する。
- 気候変動の影響を踏まえ、海岸の防護に関する事項へ反映する。

計画変更のポイント④

気候変動にともなう海浜への影響

- 気候変動による海面上昇や波浪の変化が海浜地形に及ぼす影響を検討し、気候変動による環境・利用への影響を踏まえ、海岸の環境と利用に関する事項へ反映する。

計画変更のポイント⑤

海岸利用や海岸環境への配慮事項

- 気候変動後の防護水準を達成しつつ、海岸環境や海岸利用への配慮事項を計画へ反映する。

第1回
検討委員会
(R6. 2. 6)

第2回
検討委員会
(R7. 10. 10)

海岸保全基本計画変更の検討体制

■海岸保全基本計画変更の検討体制

- 学識経験者等で構成する「検討委員会」や「技術検討会」、関係する海岸管理者や行政機関で構成する「連絡調整会議」等を設置し、気候変動の影響を踏まえた「海岸保全基本計画」の変更に向けた検討や調整・協議を進めている。

静岡県海岸保全基本計画検討委員会

学識経験者(4名)、地元有識者(5名)
沿岸市町(静岡県市長会、静岡県町村会)

↑ 検討結果報告

静岡県海岸保全基本計画技術検討会

学識経験者(5名)

海岸整備連絡調整会議

●駿河湾沿岸 海岸整備連絡調整会議

国交省 静岡河川事務所、清水港湾事務所
静岡県 沼津・富士・静岡・島田土木事務所
田子の浦港管理事務所、清水港管理局、御前崎港管理事務所、
焼津漁港管理事務所、中部農林事務所
市 町 沼津市、富士市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市、御前崎市

●遠州灘沿岸 海岸整備連絡調整会議

国交省 浜松河川国道事務所
静岡県 袋井・浜松土木事務所、御前崎港管理事務所、中遠農林事務所
市 町 御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市、湖西市

●伊豆半島沿岸 海岸整備連絡調整会議

静岡県 熱海・下田・沼津土木事務所、賀茂農林事務所
市 町 熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町、
西伊豆町、伊豆市、沼津市

県案の提示
意見聴取、意見の反映

施設整備案の作成
関係海岸管理者の意見聴取

事務局

静岡県 交通基盤部 河川砂防局・港湾局

↑ 関連計画との調整
↓ 情報共有

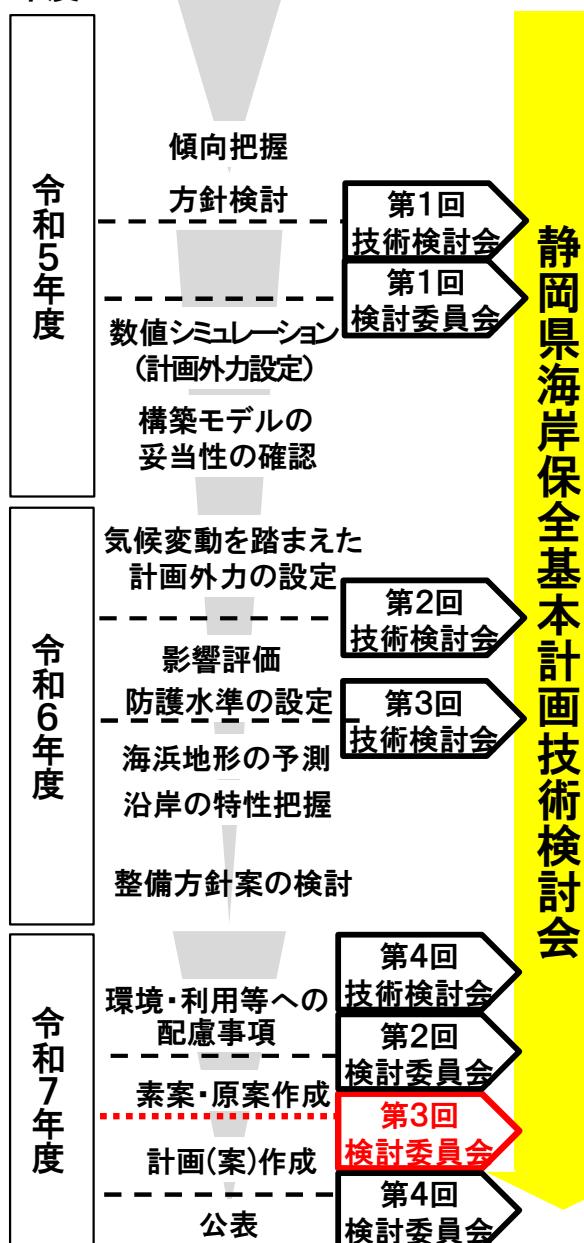
静岡県海岸保全基本計画 行政機関連絡調整会議

国交省 中部地方整備局 河川部、港湾・空港部
静岡県 危機管理部 危機政策課、危機情報課
くらし・環境部 環境局環境政策課、自然保護課
経済産業部 農地局 農地保全課
森林・林業局 森林保全課
交通基盤部 河川砂防局 河川企画課
港湾局 港湾企画課
愛知県 建設局 河川課
神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河港課

海岸保全基本計画変更に伴う検討項目

▶ 海岸保全基本計画変更に向けて、「気候変動の実態把握」、「外力の将来予測」等の検討を行い、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画を作成する。

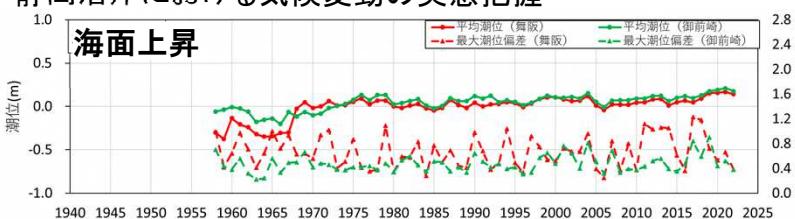
年度 現までの実態把握



○第1回技術検討会

・気候変動の実態把握、検討条件の確認

静岡沿岸における気候変動の実態把握

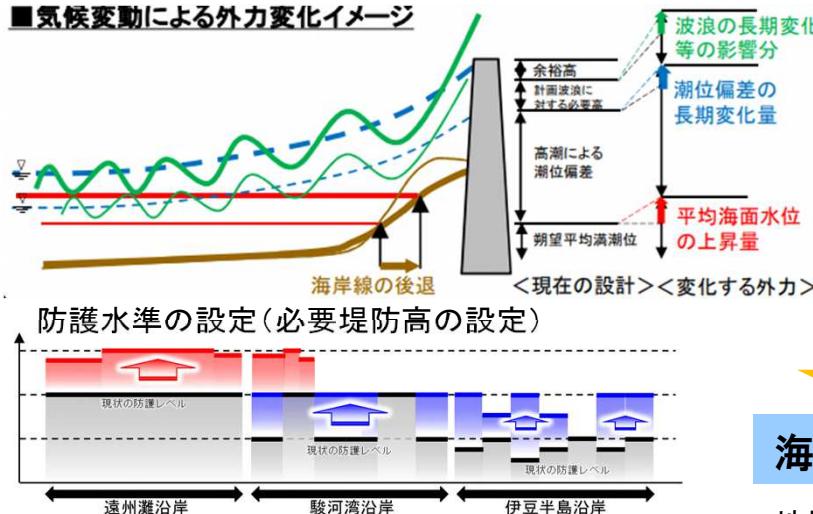


○第2回技術検討会

・外力の将来予測、防護水準の検討

将来気候における外力の予測

■気候変動による外力変化イメージ



環境・利用の観点からの配慮事項(技術的視点)

○第4回技術検討会

・伊豆半島沿岸防護水準

・将来気候における海浜地形の予測

○第1回検討委員会

- ・計画変更に係る背景の確認
- ・作業方針の確認
- ・計画変更にあたる配慮事項の確認

○第2回検討委員会

将来の外力・防護水準に対する環境、利用の観点からの配慮事項

将来における防護水準を、環境・利用の観点から各海岸ごとに検討



○第3回検討委員会

海岸保全基本計画(案)の作成

海岸保全基本計画変更

地域リスクを共有し、関係機関、まちづくり関係者と連携
気候変動の影響を踏まえ、静岡沿岸の海岸保全に向け、
基本計画の変更を行う

- 海岸保全に気候変動影響を適切に見込む
- 防護に加え環境や利用も含め総合的な対策を検討し、
将来における静岡沿岸の望ましい姿を盛り込む

2 第2回検討委員会の意見と対応

第2回検討委員会の意見と対応（1／4）

▶ 第2回検討委員会における委員からの主な意見・確認事項とそれに対する対応方針を示す

【第2回検討委員会】(R7.10.10)

遠、駿、伊：各沿岸海岸保全基本計画

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	該当頁
1	遠州灘沿岸の2007年8月や2011年2月のように、軽微な変更の場合でも、検討委員会を開くのか。	軽微な変更では、委員会は開催しない。基本計画の根幹に関わる内容でない場合は、書面などで意見照会を行い、変更することとしている。	(回答済)	—
2	No2の対応方針に「気候変動の影響が顕著になった時点で対応を検討する」とあるが、これでは遅い。「リスクに応じて検討する」といった表現にすること。	計画書本文に反映する。	本文『今後の取り組み方針』(遠州灘沿岸)、『計画推進に向けた配慮事項』(駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸)において、『地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応』の項目(駿河湾、伊豆半島は新規項目追加)において、文言を追加する。	本資料P15 (計画書) 遠 2章 3. 駿 第1編 第4章 4.4 伊 第1編 第4章 4.4
3	海面上昇に伴って浜幅が40メートル下がるとあるが、浜幅が減るという情報は今年度中に一般に公表するのか？	本検討委員会は公開であるため、資料はインターネット上に一般公表する。	(回答済)	—
4	気候変動への対応の欄で、気候変動による平均海面の上昇で生じる汀線の後退については、保全の対象としないとしているが、それ以外の要因で生じる後退は、対応していくということか。	人為的な影響などで土砂収支のバランスが崩れたり、台風などの高波浪によって浜幅が減少した際に対応していくことを示す。	「防護の目標【侵食】」について、文言を修正した。	本資料P17 (計画書) 遠 1章2-1(2). 駿 第1編 第2章 2.2(1) 伊 第1編 第2章 2.2(1)

□ のご意見については、3章で対応結果の詳細を示した。

第2回検討委員会の意見と対応（2／4）

▶ 第2回検討委員会における委員からの主な意見・確認事項とそれに対する対応方針を示す

【第2回検討委員会】(R7.10.10)

遠、駿、伊：各沿岸海岸保全基本計画

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	該当頁
5	漁場が養浜によって壊されてしまったことがある。全体を通して「漁業との調整」について考慮していることを、文章に記載するなど検討していただきたい。	漁業者への影響の部分について、工事をする際は調整をすることが基本である。また、整備計画もあるので、その中で、注意事項として留意する部分を検討する必要があると考えている。	<p>現行計画の下記の記載を修正する。</p> <p>【遠州灘沿岸】 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整の上、総合的な見地から対処していくものとする。</p> <p>【駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸】 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整の上、総合的な見地から対処していくものとする。</p>	<p>本資料P19</p> <p>遠 第2章 3</p> <p>駿 第1編 第2章 2.2(2)</p> <p>伊 第1編 第2章 2.2(2)</p>
6	汀線後退にあわせて堤防の防護ラインの位置も後退させるのか。その場合、堤防の前にある砂浜の植物等の自然環境はなくなてもやむをえないということか。	<p>2度上昇相当での海面上昇では汀線は後退するが、防護ラインを下げるほどではない。</p> <p>基本的に、波が陸地に入ってくることを何としても避けた上で、利用や環境にも可能な限り配慮をすることを続けている。今後も、その方針は変わらない。</p>	(回答済)	—



のご意見については、3章で対応結果の詳細を示した。

第2回検討委員会の意見と対応（3／4）

12

▶ 第2回検討委員会における委員からの主な意見・確認事項とそれに対する対応方針を示す

【第2回検討委員会】(R7.10.10)

遠、駿、伊：各沿岸海岸保全基本計画

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	該当頁
7	遠州灘沿岸海岸保全基本計画について、愛知県と静岡県を分けて書いてあるが、県境で方針が変わらないように調整するべきではないか。	愛知県と議論して、まとめられるように調整する。	愛知県と協議の上、計画書への記載方法を修正した。	本資料P22 (計画書) 遠 1章 2-1(2)、3-1
8	将来、侵食が進んで現在の汀線の維持が難しくなった場合でも、順応的な砂浜管理を行うことによって、防護・環境・利用のバランスが保てるラインを探していくことを基本とするという解釈でよいか。	その通りである。	(回答済)	—
9	「手戻りのない効率的な整備を行う」とあるが、一番大事なのは、間に合うように対策することである。手遅れとならないように、かつ手戻りが少なくなるようにというのが難しい。 手戻りを怖がっていると、どんどんやらない方向に行くので、間に合うように、手遅れにならないようという観点を入れて、書き加えてほしい。	計画書本文に反映する。	『段階的な施設整備の実施』の項目に、文章を追記した。	本資料P26 (計画書) 遠 1章2-1(3) 駿 第1編 第2章 2.2(2) 伊 第1編 第2章 2.2(2)
10	砂浜を観光資源として利用している事業者も多くいるため、将来の気温上昇をなるべく小さくする方法を検討していただきたい。	世界ではパリ協定で国際的な枠組みが決められているが、それを静岡県の海岸保全基本計画で対応するのは難しい。将来、気温が2度上昇で収まらないこと想定して準備するスタンスとすることが重要である。	(回答済)	—

ご意見については、3章で対応結果の詳細を示した。

第2回検討委員会の意見と対応（4／4）

▶ 第2回検討委員会における委員からの主な意見・確認事項とそれに対する対応方針を示す

【第2回検討委員会】(R7.10.10)

遠、駿、伊 : 各沿岸海岸保全基本計画

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	該当頁
11	堤防の工事の際には、観光事業者の意見を取り入れてほしい。	(回答無し)	<p>現行計画の下記の記載を修正する。</p> <p>【遠州灘沿岸】 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整の上、総合的な見地から対処していくものとする。</p> <p>【駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸】 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整の上、総合的な見地から対処していくものとする。</p>	<p>本資料 P19</p> <p>遠 第2章 3</p> <p>駿 第1編 第2章 2.2(2)</p> <p>伊 第1編 第2章 2.2(2)</p>
12	継続的なモニタリングをして、それを踏まえ対応することを今回明記されたが、何をいつまでに行うのか、スケジュールや費用、財源の詳細を記載してほしい。	モニタリングについては、今回は海岸保全基本計画ということもあり、大きくくりで記載する。気候変動による影響等に関する最新の知見等についても注視していく。具体的な事業については、個々の海岸で計画を策定する。	(回答済)	—



のご意見については、3章で対応結果の詳細を示した。

3 意見に対する個別の対応結果

対応結果の詳細（No. 2）

➤ No. 2のご意見を踏まえ、『地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応』の記載内容を加筆した。

◆p.10より

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	計画書
2	No2の対応方針に「気候変動の影響が顕著になった時点で対応を検討する」とあるが、これでは遅い。「リスクに応じて検討する」といった表現にすること。	計画書本文に反映する。	本文『今後の取り組み方針』(遠州灘沿岸)、『計画推進に向けた配慮事項』(駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸)において、『地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応』の項目(駿河湾、伊豆半島は新規項目追加)を修正する。	遠 2章 3. 駿 第1編 伊 第1編 第4章 4.4

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画への対応

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
<p>○地球温暖化に伴う気象変動への対応 地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。</p>	<p>○地球温暖化に伴う気候変動への対応 地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。</p>	<p>○地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応 気候変動の影響による平均海面水位や潮位偏差の将来予測は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による報告書で用いられた2°C上昇相当のシナリオを基本とするが、想定を上回る気候変動の影響への対応については、国の動向を注視し、気候変動の影響に関する見込みの変化や、その変化によるリスクの大きさ等に応じて、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うこととする。そのためにも、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していくものとする。</p>

凡例：赤文字：現行計画からの変更箇所、○○○：今回修正した箇所

対応結果の詳細（No. 2）

➤ No. 2のご意見を踏まえ、『地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応』の記載内容を加筆した。

◆ 駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸海岸保全基本計画への対応

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
記載なし	記載なし	<p>(項目追加) 4.4 地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応</p> <p>気候変動の影響による平均海面水位や潮位偏差の将来予測は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による報告書で用いられた2°C上昇相当のシナリオを基本とするが、想定を上回る気候変動の影響への対応については、国の動向を注視し、気候変動の影響に関する見込みの変化や、その変化によるリスクの大きさ等に応じて、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うこととする。そのためにも、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していくものとする。</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、○○○: 今回修正した箇所

対応結果の詳細 (No. 4)

▶ No. 4のご意見を踏まえ、侵食対策に関する防護目標について記載内容を修正した。

◆p.10より

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	計画書
4	気候変動への対応の欄で、気候変動による平均海面の上昇で生じる汀線の後退については、保全の対象としないとしているが、それ以外の要因で生じる後退は、対応していくということか。	人為的な影響などで土砂収支のバランスが崩れたり、台風などの高波浪によって浜幅が減少した際に対応していくことを示す。	本文「防護の目標【侵食】」について、文言を修正した。	遠 1章 2-1(2) 駿 第1編 第2章 2.2(1) 伊 第1編 第2章 2.2(1)

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画への対応

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
<p>＜侵食＞</p> <p>現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p>	<p>＜侵食＞</p> <p>愛知県では、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p> <p>将来的な気候変動による影響等も考慮し、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。また、気候変動に関する最新の知見を常に取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</p> <p></p> <p>モニタリングを重視した「順応的砂浜管理」のイメージ図</p> <p>静岡県では、砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「予測を重視した順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや、「総合土砂管理」を含めた管理体制の構築を進める。</p> <p>予測には、気候変動による平均海面上昇が含まれるため、それにより生じる汀線の後退を踏まえて対応を行うことを基本とする。</p>	<p>＜侵食＞</p> <p>侵食等の状況を踏まえ、汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p> <p>将来的な気候変動に対しては、平均海面上昇により汀線の後退が想定されることなど、気候変動による影響等を考慮し、それぞれの海岸の状況に応じて関係者と連携した上で、継続的なモニタリングに基づき適切な対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。また、気候変動に関する最新の知見を常に取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</p> <p></p> <p>「順応的砂浜管理」のイメージ図</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、青文字: 現行計画からの変更箇所(愛知県との協議による変更)、○○○: 今回修正した箇所

対応結果の詳細（No. 4）

➤ No. 4のご意見を踏まえ、侵食対策に関する防護目標について記載内容を修正した。

◆駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸海岸保全基本計画への対応

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
防護目標(侵食) 現状の砂浜を保全することを基本的な目標とし、必要に応じて砂浜の回復を図る。	防護目標(侵食) 砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「予測を重視した順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや、「総合土砂管理」を含めた管理体制の構築を進める。 予測には、気候変動による平均海面上昇が含まれるため、それにより生じる汀線の後退を踏まえて対応を行うことを基本とする。	防護目標(侵食) 土砂収支の不均衡に起因する汀線後退等、将来の気候変動の影響によらない侵食に対し、予測を重視し、状況に応じた適切な対応を行うことを基本的な防護水準とする。 砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、○○○: 今回修正した箇所

対応結果の詳細（No. 5、No. 11）

▶ No. 5、No. 11のご意見を踏まえ、遠州灘沿岸の「市町・民間団体等との連携強化」、駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸の「海岸保全の取組」の項目に対し、市町・事業実施の際には、漁業者や観光事業者を含む海岸や対策に関わる全ての方々と調整を行っていく旨を明記した。

◆p.11、13より

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	計画書
5	漁場が養浜によって壊されてしまったことがある。全体を通して「漁業との調整」について考慮していることを、文章に記載するなど検討していただきたい。	漁業者への影響の部分について、工事をする際は調整をすることが基本的である。また、整備計画もあるので、その中で、注意事項として留意する部分を検討する必要があると考えている。	現行計画の記載を修正する。	遠 第2章3 駿 第1編 第2章 2.2(2) 伊 第1編 第2章 2.2(2)
11	堤防の工事の際には、観光事業者の意見を取り入れてほしい。	(回答無し)	現行計画の記載を修正する。	同上

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画 ○市町・民間団体等との連携強化の変更

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
○市町・民間団体等との連携の強化 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。	現行基本計画と同一	○市町・民間団体等との連携の強化 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者が調整のうえ、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、青文字: 現行計画からの変更箇所(愛知県との協議による変更)、○○○: 今回修正した箇所

➤ No. 5、No. 11のご意見については、既に対応方針に関する事項が現行計画に記載されているため、対応済み（計画の変更なし）とした。

◆駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸海岸保全基本計画 海岸保全の取組の変更

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
(3)海岸保全の取組 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。	現行基本計画と同一	(3)海岸保全の取組 海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸 や対策 に関わるすべての関係者 で調整のうえ 、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

凡例： **赤文字**：現行計画からの変更箇所、 **〇〇〇**：今回修正した箇所

対応結果の詳細（No. 7）

▶ No. 7のご意見を踏まえ、遠州灘沿岸の基本計画の記載内容について愛知県と協議を行い、双方で異なる記載としていた「防護水準」及び「海岸環境の整備及び保全に関する事項」の記載を修正した。

◆p.12より

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	計画書
7	遠州灘沿岸海岸保全基本計画について、愛知県と静岡県を分けて書いてあるが、県境で方針が変わらないように調整すべきではないか。	愛知県と議論して、まとめられるように調整する。	愛知県と協議の上、計画書への記載方法を修正した。	遠 1章 2-1(2) 及び 2-1(2)

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画 防護水準(地震・津波)の修正

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
<p>＜地震・津波＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1（L1）津波）に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。</p>	<p>＜地震・津波＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>愛知県では、南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1（L1）津波）に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。</p> <p>静岡県では、気候変動による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）の水位に対して防護することを目標とする。住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行い、施設の整備にあたっては気候変動の影響による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。</p>	<p>＜地震・津波＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）の水位に対して防護することを目標とする。住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行い、施設の整備にあたっては気候変動の影響による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。</p>

凡例：赤文字：現行計画からの変更箇所、青文字：現行計画からの変更箇所（愛知県との協議による変更）、○○○：今回修正した箇所

対応結果の詳細（No. 7）

▶ No. 7のご意見を踏まえ、遠州灘沿岸の基本計画の記載内容について愛知県と協議を行い、双方で異なる記載としていた「防護水準」及び「海岸環境の整備及び保全に関する事項」の記載を修正した。

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画 防護水準(高潮)の修正

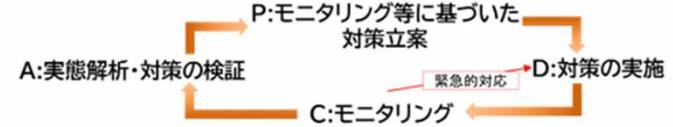
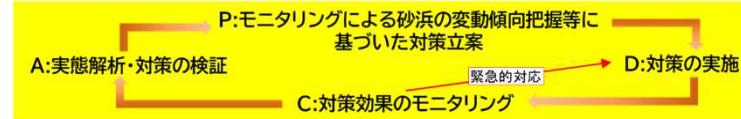
現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
<p>＜高潮＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風、昭和34年伊勢湾台風規模の高潮に対し、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえ、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）</p>	<p>＜高潮＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>愛知県では、最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風、昭和34年伊勢湾台風規模の高潮に対し、気候変動による台風中心気圧低下を考慮し、高潮潮位・波の高さを推算する。伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえ、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）</p> <p>静岡県では、気候変動による平均海面の上昇や台風規模の変化等の将来変化を考慮した高潮や最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風、昭和34年伊勢湾台風規模の高潮及び、伊勢湾台風以降発生した高潮被害に基づき、適切に推算した潮位や波浪に対して防護することを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）</p>	<p>＜高潮＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇や台風の強化等の将来変化を考慮した高潮や、最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風、昭和34年伊勢湾台風規模の高潮に対して、適切に推算した潮位や波浪に対して防護することを目標とする。また、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえ、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行う。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）</p>

凡例： 赤文字：現行計画からの変更箇所、 青文字：現行計画からの変更箇所（愛知県との協議による変更）、〇〇〇：今回修正した箇所

対応結果の詳細（No. 7）

▶ No. 7のご意見を踏まえ、遠州灘沿岸の基本計画の記載内容について愛知県と協議を行い、双方で異なる記載としていた「防護水準」及び「海岸環境の整備及び保全に関する事項」の記載を修正した。

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画 防護水準(侵食)の修正

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
<p>＜侵食＞</p> <p>現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p>	<p>＜侵食＞</p> <p>愛知県では、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p> <p>将来的な気候変動による影響等も考慮し、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。また、気候変動に関する最新の知見を常に取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</p>  <pre> graph TD P[P:モニタリング等に基づいた対策立案] --> D[D:対策の実施] A[A:実態解析・対策の検証] --> P C[C:モニタリング] --> A C --> D D --> B[緊急的対応] B --> C </pre> <p>モニタリングを重視した「順応的砂浜管理」のイメージ図</p> <p>静岡県では、砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「予測を重視した順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや、「総合土砂管理」を含めた管理体制の構築を進める。</p> <p>予測には、気候変動による平均海面上昇が含まれるため、それにより生じる汀線の後退を踏まえて対応を行うことを基本とする。</p>	<p>＜侵食＞</p> <p>侵食等の状況を踏まえ、汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p> <p>将来的な気候変動に対しては、平均海面上昇により汀線の後退が想定されることなど、気候変動による影響等を考慮し、それぞれの海岸の状況に応じて関係者と連携した上で、継続的なモニタリングに基づき適切な対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。また、気候変動に関する最新の知見を常に取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</p>  <pre> graph TD P[P:モニタリングによる砂浜の変動傾向把握等に基づいた対策立案] --> D[D:対策の実施] A[A:実態解析・対策の検証] --> P C[C:対策効果のモニタリング] --> A C --> D D --> B[緊急的対応] B --> C </pre> <p>「順応的砂浜管理」のイメージ図</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、青文字: 現行計画からの変更箇所(愛知県との協議による変更)、〇〇〇: 今回修正した箇所

➤ No. 7のご意見を踏まえ、遠州灘沿岸の基本計画の記載内容について愛知県と協議を行い、双方で異なる記載としていた「防護水準」及び「海岸環境の整備及び保全に関する事項」の記載を修正した。

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画 「海岸環境の整備及び保全に関する事項」の記載の修正

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
記載なし	<p>■ 気候変動に伴う影響の把握と周辺環境や景観への留意</p> <p>愛知県では、気候変動に伴う環境変化についてモニタリングを推進していく。</p> <p>静岡県では、今後の気候変動への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、周辺環境や景観への影響など配慮すべき事項を踏まえた上で、検討していく。</p>	<p>■ 気候変動に伴う影響の把握と周辺環境や景観への留意</p> <p>気候変動に伴う環境変化についてモニタリングを推進し、今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、周辺環境や景観への影響など配慮すべき事項を踏まえた上で、検討していく。</p>

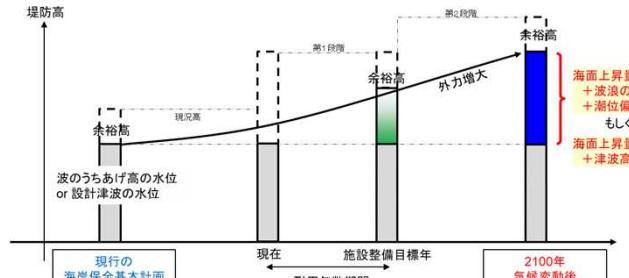
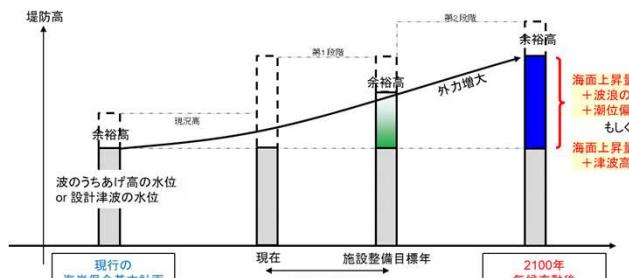
凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、 青文字: 現行計画からの変更箇所(愛知県との協議による変更)、○○○: 今回修正した箇所

▶ No. 9のご意見を踏まえ、段階的な施設整備の実施に関する記載に追記を行った。

◆p.12より

No	意見・確認事項	第2回検討委員会での回答	対応	計画書
9	<p>「手戻りのない効率的な整備を行う」とあるが、一番大事なのは、間に合うように対策することである。手遅れとならないように、かつ手戻りが少なくなるようにというのが難しい。</p> <p>手戻りを怖がっていると、どんどんやらない方向に行くので、間に合うように、手遅れにならないようという観点を入れて、書き加えてほしい。</p>	計画書本文に反映する。	『段階的な施設整備の実施』の項目に、文章を追記した。	<p>遠 1章 2-1(3). 駿 第1編 第2章 2.2(2)</p> <p>伊 第1編 第2章 2.2(2)</p>

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画への対応

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
記載なし	<p>(3)段階的な施設整備の実施</p> <p>気候変動による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、段階的な整備目標を設定し、手戻りのない効率的な整備を行うこととする。</p> <p>そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年は施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。</p>  <p>防護目標の更新イメージ</p> <p>図は、堤防高をY軸、時間軸をX軸としたグラフです。現在の海岸保全基本計画では、現行の海岸保全基本計画から2100年まで、波のうちあげの水位（或は設計津波の水位）と現況高との差（余裕高）が一定で、2100年まで維持される。しかし、気候変動後（第1段階、第2段階）では、外力増大（波浪の増大、潮位偏差の増大）により、海面上昇量（もしくは海面上昇量+津波高）が考慮され、余裕高が減少する。そのため、2100年までに施設整備目標年（耐用年数期間50年等）を設け、その都度、整備高を更新する必要がある。</p>	<p>1-3. 段階的な施設整備の実施</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、海岸ごとに気候変動の進行に対し手遅れにならないよう、適切な対策を講じていく。実施にあたっては手戻りのない効率的な整備を行うこととする。</p> <p>そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年や施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。</p>  <p>防護目標の更新イメージ</p> <p>図は、堤防高をY軸、時間軸をX軸としたグラフです。現行の海岸保全基本計画から2100年まで、波のうちあげの水位（或は設計津波の水位）と現況高との差（余裕高）が一定で、2100年まで維持される。しかし、気候変動後（第1段階、第2段階）では、外力増大（波浪の増大、潮位偏差の増大）により、海面上昇量（もしくは海面上昇量+津波高）が考慮され、余裕高が減少する。そのため、2100年までに施設整備目標年（耐用年数期間50年等）を設け、その都度、整備高を更新する必要がある。</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、○○○: 今回修正した箇所

対応結果の詳細 (No. 9)

▶ No. 9のご意見を踏まえ、段階的な施設整備の実施に関する記載に追記を行った。

◆ 駿河湾沿岸、伊豆半島沿岸海岸保全基本計画への対応

現行基本計画記載内容	第2回検討委員会参考資料記載内容	変更記載内容(案)
記載なし	<p>(2)段階的な施設整備の実施</p> <p>気候変動による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、段階的な整備目標を設定し、手戻りのない効率的な整備を行うこととする。</p> <p>そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年は施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。</p> <p>防護目標の更新イメージ</p>	<p>(2)段階的な施設整備の実施</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、海岸ごとに気候変動の進行に対し手遅れにならないよう、適切な対策を講じていく。実施にあたっては手戻りのない効率的な整備を行うこととする。</p> <p>そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年や施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。</p> <p>防護目標の更新イメージ</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、○○○: 今回修正した箇所

4 海岸保全基本計画（原案）への反映

- 4. 1 海岸の防護に関する事項の変更
- 4. 2 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更
- 4. 3 海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更

対比表の作成方針

- 現行の海岸保全基本計画からの変更点は赤字で表記した。愛知県と共同で作成する遠州灘沿岸については、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所を青字で表記した。
- 第2回検討委員会でのご意見を踏まえて変更した箇所は〇〇で表記した。なお、遠州灘沿岸では、第2回検討会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所は〇〇で表記している。(ただし、統計データ等の更新はハッチとはしていない。)
- なお、表記のゆれの修正(「取り組み」、「取組み」→「取組」に統一など)や誤字・脱字等は、文字の着色を行っていない。

◆遠州灘沿岸海岸保全基本計画の場合

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</p> <p>3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策</p> <p>海岸環境を整備し、また、保全するために実施しようとする施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 特色のある自然環境の保全と継承 自然環境として重要な砂浜に影響を及ぼす大規模施設整備等の行為をできる限り回避したり、既存の海岸保全施設が自然環境に影響を及ぼしている場合、その修復に努める。また、砂浜はアカウミガメの繁殖や、海浜植生や貴重な生物等の生息・生育基盤としても重要であることから、外来生物対策も含め、関係機関が一体となって生物の生育基盤として重要な砂浜の保全・回復を図る。 さらに、砂浜における車両の乗り入れ制限や一定の空間・場所を設定しての利用制限といったような、動植物の生育・生息環境の保全に関する制度と適切な利用を継続していく。</p> <p>■ 遠州灘特有の美しい海岸景観の保全 海岸保全施設整備の際には、砂浜や砂丘、海岸林及び海食崖といった優れた海岸景観に配慮し、最小限度のものにするとともに、沖合保全施設については、できるだけ潜堤等の海面下に隠れる没水型の施設としていく。海浜等における施設については、地域の景観に配慮した工法を心がけるとともに、地域に自生する在来種等を生かした植栽に努める。</p> <p>■ 広域的な取組による海岸域の環境保全の推進 海岸の漂着流木、漂着ごみや不法投棄、流入する河川の水質等については、沿岸市町や地域住民だけでなく河川流域の市町、国、県も含めた関係機関が連携しつつ、広域的な流木、ごみ対策や水質保全対策を進めていく。 また、地域住民のみならず海岸利用者等も含めて、美化活動に参加しやすい仕組みづくり等を行い、美しい海岸の維持に努めていくとともに、海岸美化活動を支援していく中で、利用者へのマナー啓発やPR活動等を進める。 さらに、沿岸市町や地域と連携して海岸環境に関する情報収集・公開の仕組みづくりを進め、これらの情報について沿岸市町や関係団体、住民等と共有できるように努めていく。</p>	<p>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</p> <p>3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策</p> <p>海岸環境を整備し、また、保全するために実施しようとする施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 特色のある自然環境の保全と継承 自然環境として重要な砂浜に影響を及ぼす大規模施設整備等の行為をできる限り回避したり、既存の海岸保全施設が自然環境に影響を及ぼしている場合、その修復に努める。また、砂浜はアカウミガメの繁殖や、海浜植生や貴重な生物等の生息・生育基盤としても重要であることから、外来生物対策も含め、関係機関が一体となって生物の生育基盤として重要な砂浜の保全・回復を図る。 さらに、砂浜における車両の乗り入れ制限や一定の空間・場所を設定しての利用制限といったような、動植物の生育・生息環境の保全に関する制度と適切な利用を継続していく。</p> <p>■ 遠州灘特有の美しい海岸景観の保全 海岸保全施設整備の際には、砂浜や砂丘、海岸林及び海食崖といった優れた海岸景観に配慮し、最小限度のものにするとともに、沖合保全施設については、できるだけ潜堤等の海面下に隠れる没水型の施設としていく。海浜等における施設については、地域の景観に配慮した工法を心がけるとともに、地域に自生する在来種等を生かした植栽に努める。</p> <p>■ 広域的な取組による海岸域の環境保全の推進 海岸の漂着流木、漂着ごみや不法投棄、流入する河川の水質等については、沿岸市町や地域住民だけでなく河川流域の市町、国、県も含めた関係機関が連携しつつ、広域的な流木、ごみ対策や水質保全対策を進めていく。 また、地域住民のみならず海岸利用者等も含めて、美化活動に参加しやすい仕組みづくり等を行い、美しい海岸の維持に努めていくとともに、海岸美化活動を支援していく中で、利用者へのマナー啓発やPR活動等を進める。 さらに、沿岸市町や地域と連携して海岸環境に関する情報収集・公開の仕組みづくりを進め、これらの情報について沿岸市町や関係団体、住民等と共有できるように努めていく。</p> <p>■ 持続可能な海岸利用および生物多様性の保全 2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」に則り、国定公園や県立自然公園の保護地域の保全と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の関係者と海岸管理者が協力し取り組むことによって生物多様性の保全を図っていく。</p> <p>■ 気候変動に伴う影響の把握と周辺環境や景観への留意 気候変動に伴う環境変化についてモニタリングを推進し、今後の気候変動への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、周辺環境や景観への影響など配慮すべき事項を踏まえた上で、検討していく。</p>

左側:現行の海岸保全基本計画

左側:海岸保全基本計画の変更案

〇〇:第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

青字:愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

赤字:現行計画からの変更箇所

〇〇:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

4. 1 海岸の防護に関する事項の変更

- ▶ 海岸保全基本計画には海岸の保全に関する基本的な事項と海岸保全施設の整備に関する基本的な事項があり、主に海岸の防護に関する事項や海岸保全施設の整備に関する基本的な事項に技術検討会での検討結果を反映する。

海岸の保全に関する基本的な事項

… 海岸の保全のあり方に関する総論的な記述

△海岸の現況及び保全の方向に関する事項

- 【遠州灘沿岸】遠州灘の雄大で変化に富んだ景観と特色ある自然を守り、海を畏れ、愛する心を育む文化を継承する海岸づくり
- 【駿河湾沿岸】広域的な視点に立ち、安全で潤いと憩いのある海岸づくりを積極的に進め、「災害に強い海岸」「生き物に優しい海岸」「誰もが親しめる海岸」として、「富士山を仰ぐ美しい白砂青松の海岸」を将来に亘って保全していく。
- 【伊豆半島沿岸】私たちに恩恵をもたらす「紺碧の海、勇壮で多彩な海食崖、恵みの磯場、憩い賑わう浜辺」を海からの脅威に備え、津々浦々の多様な海岸利用と調和を図り将来に亘って保全していく。

△海岸の防護に関する事項

- …地域、水準等の防護目標、実施する施策内容

△海岸環境の整備及び保全に関する事項

- …海岸環境を整備、保全するための施策内容

△海岸における公衆の適正な利用に関する事項

- …公衆の適正な利用を促進するための施策内容

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

… 各海岸(地域)における海岸保全施設の新設又は改良、維持又は修繕に関する具体的な記述

○海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- △海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
- △海岸保全施設の種類、規模、及び配置等
- △海岸保全施設による受益の地域及びその状況

○海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- △海岸保全施設の存する区域
- △海岸保全施設の種類、規模、及び配置等
- △海岸保全施設の維持又は修繕の方法

基本理念

現計画の保全の方向に気候変動の長期的な影響を考慮する

■ 静岡県3沿岸の基礎データの更新

海岸保全施設の整備状況、災害発生状況、生態系、水質、人口、産業、歴史、景観、交通、観光、利便性等

■ 気候変動を含む社会情勢の変化を踏まえた更新

☆SDG's、生物多様性、カーボンニュートラル等環境利用面での変化

☆静岡県独自のソフト対策や環境保全への取組状況

目標と施策

■ 防護の目標の見直し

● 防護の目標

気温 2°C上昇シナリオ(RCP2.6)における 2100 年時点の気候を想定し、防護すべき地域、防護水準など海岸防護の目標を定める。

☆津波

- ① 気候変動の影響を考慮した外力の検討
- ② 気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

☆高潮

- ① 気候変動の影響を考慮した外力の検討
- ② 気候変動の不確実性、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標の検討

☆侵食

- ① 砂浜の順応的管理の検討

各地区での具体的な施設配置概要

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第1章のうち、「海岸の防護に関する事項」について、以下の変更を行った。

(2) 防護水準(地震・津波)の変更 ほか

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>2. 海岸の防護に関する事項</p> <p>ここでは、防護すべき地域、防護水準等の海岸防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>防護水準の達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。</p> <p>2-1 海岸の防護の目標</p> <p>(1) 防護すべき地域</p> <p>本計画における防護すべき地域とは、御前崎から伊良湖岬に至る遠州灘沿岸において、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される、以下の地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●津波からの防護 防護水準として設定した津波によって被害の発生が想定される地域。 ●高潮からの防護 防護水準として設定した潮位及び波浪によって被害の発生が想定される地域。 ●侵食からの防護 今後も侵食が進むと予測される影響範囲のうち、環境、景観の重要性及び利用の計画等を勘案して、防護の必要性が高いと判断される地域。 <p>(2) 防護水準</p> <p>＜地震・津波＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上の目標（施設整備目標）</p> <p>南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル1（L1）津波）に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。</p> <p>○なんとしても命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上の目標（危機管理対策目標）</p> <p>発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル2（L2）津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。</p> <p>併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p>	<p>2. 海岸の防護に関する事項</p> <p>ここでは、防護すべき地域、防護水準等の海岸防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。</p> <p>防護水準の達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。</p> <p>2-1 海岸の防護の目標</p> <p>気温2°C上昇シナリオ（RCP2.6）における2100年時点の気候を想定し、海岸防護の目標を以下に定める。</p> <p>(1) 防護すべき地域</p> <p>本計画における防護すべき地域とは、御前崎から伊良湖岬に至る遠州灘沿岸において、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される、以下の地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●津波からの防護 防護水準として設定した津波によって被害の発生が想定される地域。 ●高潮からの防護 防護水準として設定した潮位及び波浪によって被害の発生が想定される地域。 ●侵食からの防護 今後も侵食が進むと予測される影響範囲のうち、環境、景観の重要性及び利用の計画等を勘案して、防護の必要性が高いと判断される地域。 <p>(2) 防護水準</p> <p>＜地震・津波＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上の目標（施設整備目標）</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）の水位に対して防護することを目標とする。住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行い、施設の整備にあたっては気候変動の影響による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。</p> <p>○なんとしても命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上の目標（危機管理対策目標）</p> <p>発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル2（L2）津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。</p> <p>併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、青文字: 愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○○: 第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第1章のうち、「海岸の防護に関する事項」について、以下の変更を行った。

（2）防護水準（高潮）、（侵食）の変更

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>＜高潮＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風、昭和34年伊勢湾台風規模の高潮に対し、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえ、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）</p> <p>○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標）</p> <p>想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。</p> <p>併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p> <p>＜侵食＞</p> <p>現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p>	<p>＜高潮＞</p> <p>○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）</p> <p>気候変動による平均海面の上昇や台風の強化等の将来変化を考慮した高潮や、最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風、昭和34年伊勢湾台風規模の高潮に対して、適切に推算した潮位や波浪から防護することを目標とする。また、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえ、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行う。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）</p> <p>○少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標）</p> <p>気候変動下の将来において想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。</p> <p>併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。</p> <p>＜侵食＞</p> <p>侵食等の状況を踏まえ、汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p> <p>将来的な気候変動に対しては、平均海面上昇により汀線の後退が想定されることなど、気候変動による影響等を考慮し、それぞれの海岸の状況に応じて関係者と連携した上で、継続的なモニタリングに基づき適切な対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。また、気候変動に関する最新の知見を取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</p> <p style="text-align: center;"> 「順応的砂浜管理」のイメージ図 </p>

凡例：赤文字：現行計画からの変更箇所、青文字：愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○○：第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○○：第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第1章のうち、「海岸の防護に関する事項」について、以下の変更を行った。

海岸保全施設の整備の推進 ほか

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策</p> <p>海岸の防護の目標を達成するための施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 海岸保全施設の整備の推進</p> <p>高潮災害に対応するため、防護機能の向上が必要な場合は、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置といった既存海岸保全施設の改良や必要最低限の施設の新設を図る。</p> <p>地震・津波災害に対しては、海岸保全施設等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の向上を図る。</p> <p>なお、海岸の堤防高は、施設整備目標の津波又は高潮・高波に対応する必要堤防高を比較して、高い方の堤防高を基本に検討することとする。</p> <p>併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に到る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く發揮するための構造上の工夫を図る。</p> <p>構造上の工夫</p> <p>【粘り強い構造のイメージ図】</p> <p>■ 自然の防災機能の保全と活用</p> <p>砂浜、砂丘、海岸林及び海食崖は、遠州灘の特徴的な生物の生息・生育の場や、海岸利用の場としての役割を担っている等の重要な場であるとともに、高潮や津波を防ぐ防災機能を有している。したがって、砂浜、砂丘、海岸林あるいは砂浜、海食崖を一体のものとして、自然の状態のまま保全していくことが必要である。</p> <p>こうしたことから、津波・高潮等からの災害防護の施策として、自然の防災機能を持つ砂浜、砂丘、海食崖、海岸林を保全し、その機能の活用、背後地における越波・浸水被害からの防護対策を進めていく。</p> <p>■ 総合的な土砂管理の推進</p> <p>遠州灘沿岸における地形変化の動態を把握するため、モニタリングの継続的な実施と、これにより得られるデータの解析に努めるとともに、河川管理者等とも連携を図りながら、河川やダムにおける土砂生産・移動や遠州灘沿岸における砂移動とその関係など、流砂系全体にわたる土砂収支の解明に努めていく。また、河川の上流から河口、海岸域までの流砂系を一体的のものとして捉え、沿岸漂砂の連続性や土砂収支の状況を考慮し、侵食の進んでいる海岸だけでなく、沿岸全体における広域的な視点に立った適切な土砂管理を進めていく。</p>	<p>2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策</p> <p>海岸の防護の目標を達成するための施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 海岸保全施設の整備の推進</p> <p>高潮災害に対応するため、防護機能の向上が必要な場合は、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置といった既存海岸保全施設の改良や必要最低限の施設の新設を図る。</p> <p>地震・津波災害に対しては、海岸保全施設等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の向上を図る。</p> <p>なお、海岸の堤防高は、施設整備目標の津波又は高潮・高波に対応する必要堤防高を比較して、高い方の堤防高を基本に検討することとする。</p> <p>併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に到る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図るほか、緑の防潮堤等、自然環境に配慮した施設を検討していく。</p> <p>さらに、今後は気候変動の影響による海面上昇や台風の強化などの外力の長期変化にも段階的に対応していくこととする。</p> <p>構造上の工夫</p> <p>【粘り強い構造のイメージ図】</p> <p>■ 自然の防災機能の保全と活用</p> <p>砂浜、砂丘、海岸林及び海食崖は、遠州灘の特徴的な生物の生息・生育の場や、海岸利用の場としての役割を担っている等の重要な場であるとともに、高潮や津波を防ぐ防災機能を有している。したがって、砂浜、砂丘、海岸林あるいは砂浜、海食崖を一体のものとして、自然の状態のまま保全していくことが必要である。</p> <p>こうしたことから、津波・高潮等からの災害防護の施策として、自然の防災機能を持つ砂浜、砂丘、海食崖、海岸林を保全し、生物多様性に配慮しながら、その機能の活用、背後地における越波・浸水被害からの防護対策を進めている。</p> <p>■ 総合的な土砂管理の推進</p> <p>遠州灘沿岸における地形変化の動態を把握するため、モニタリングの継続的な実施と、これにより得られるデータの解析に努めるとともに、河川管理者等とも連携を図りながら、河川やダムにおける土砂生産・移動や遠州灘沿岸における砂移動とその関係など、流砂系全体にわたる土砂収支の解明に努めていく。また、河川の上流から河口、海岸域までの流砂系を一体的のものとして捉え、沿岸漂砂の連続性や土砂収支の状況を考慮し、侵食の進んでいる海岸だけでなく、沿岸全体における広域的な視点に立った適切な土砂管理を進めていく。</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、 青文字: 愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○: 第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第1章のうち、「海岸の防護に関する事項」について、以下の変更を行った。

砂浜の保全・回復の推進の変更、危機管理対策の推進の追記 ほか

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>■ 砂浜の保全・回復の推進</p> <p>現状の砂浜を保全していくことを基本とし、著しく侵食が進行し自然の防災機能が失われ、環境面、利用面からも砂浜の回復が必要とされる海岸においては、潜堤など沖合施設を必要最小限で整備するとともに、養浜やサンドバイパス等の施策を推進する。また、整備にあたっては、周辺の砂浜への影響、生態系への影響などもモニタリングしながら、効果が最適なものとなるよう、整備手法を調整するなど、砂浜の保全に向けた適切な侵食対策を目指していく。</p> <p>■ 危機管理対策の推進</p> <p>危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防護」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。</p> <p>具体的には、津波防災地域づくりに関する法に基づき「津波浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」を設定し、市町村は「推進計画」の策定や津波・高潮ハザードマップを策定するなどのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町村が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。</p> <p>併せて、最大規模の高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え（BCPの作成支援）の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。</p> <p>■ 施設の適切な維持管理・運用体制の構築</p> <p>施設の老朽化に対し、維持管理経費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。</p> <p>また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取組み、海岸保全施設の質的向上を図っていく。</p> <p>津波等の災害時に水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、必要に応じて、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化等を行う。</p>	<p>■ 砂浜の保全・回復の推進</p> <p>砂浜の保全・回復においては、潜堤など沖合施設を必要最小限で整備するとともに、養浜やサンドバイパス等の施策を推進する。また、整備にあたっては、周辺の砂浜への影響、生態系への影響などもモニタリングしながら、効果が最適なものとなるよう、整備手法を調整するなど、砂浜の保全に向けた適切な侵食対策を目指していく。</p> <p>さらに、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</p> <p>■ 危機管理対策の推進</p> <p>危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防護」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。</p> <p>具体的には、津波防災地域づくりに関する法律に基づき「津波浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」を設定し、市町村は「推進計画」や「地域防災計画」の策定や津波・高潮ハザードマップを策定、避難確保計画を作成するなどのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町村が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。</p> <p>併せて、最大規模の高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え（BCPの作成支援）の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。</p> <p>命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築を進めるとともに、静岡県では、「静岡モデル防潮堤」の整備による避難時間の確保を市町や企業等と連携して進める。また、気候変動の予測は上振れる可能性があることから、海岸保全とまちづくりの連携によって防災・減災対策を推進していくことがますます重要となる。そのため、地域の歴史・文化や自然との共生及び景観等との調和を図るとともに、地域の意見を取り入れながら、県と市町との協働により防災・減災の取組を推進する。</p> <p>■ 防災教育の推進</p> <p>防災対策に対する地域住民の理解・積極的な参画を促すために、広報活動やイベントの開催、小学生を対象に防災出前講座を開講するなど継続的な防災教育を推進する。</p> <p>また、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法を周知する。気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供をし、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。</p> <p>■ 施設の適切な維持管理・運用体制の構築</p> <p>施設の老朽化に対し、維持管理経費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。</p> <p>また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取組み、海岸保全施設の質的向上を図っていく。</p> <p>津波等の災害時に水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、「あいち防災アクションプラン」や「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を位置付け、対策を進めている。</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、青文字: 愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○○: 第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第2章(静岡県版)の「海岸の防護に関する事項」について、以下の変更を行った。

整備の基本方向の変更、防護水準(津波)の変更

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）												
<p>1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項</p> <p>1-1. 整備の基本方向</p> <p>これからの海岸保全施設の整備については、防護水準等の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設を整備しようとする区域と区域ごとの整備内容を定める。</p> <p>ここに示す整備内容は、代表堤防高等一定の基準に基づいて算出されたものであり、今後の施設整備にあたっては地域住民と合意形成を図った上で、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と協議した上で、位置や構造、施設高等を決定していく。</p> <p>なお、整備内容、整備図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。</p>	<p>1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項</p> <p>1-1. 整備の基本方向</p> <p>これからの海岸保全施設の整備については、気温2℃上昇シナリオ（RCP2.6）における2100年時点の気候を想定し、海岸の防護に関する事項、海岸環境の整備及び保全に関する事項、海岸における公衆の適正な利用に関する事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設を整備しようとする区域と区域ごとの整備内容を定める。</p> <p>ここに示す整備内容は、代表堤防高等一定の基準に基づいて算出されたものであり、今後の施設整備にあたっては地域住民と合意形成を図った上で、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と協議した上で、位置や構造、施設高等を決定していく。</p> <p>なお、整備内容、整備図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。</p>												
<p>1-2. 防護水準</p> <p>＜津波＞</p> <p>第4次地震被害想定の策定以降、地震・津波に関する新たな知見を踏まえ、静岡県における対策の対象とする二つのレベルの地震・津波は以下のとおりとした。</p>	<p>1-2. 防護水準</p> <p>＜津波＞</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）の水位に対して防護することを目標とする。</p> <p>なお、第4次地震被害想定の策定以降、地震・津波に関する新たな知見を踏まえ、静岡県における対策の対象とする二つのレベルの地震・津波は以下のとおりである。</p>												
<p>静岡県における対策の対象とする地震・津波</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1の地震・津波</td> <td>東海地震^{※1} 東海・東南海地震^{※1} 東海・東南海・南海地震^{※1} 宝永型地震^{※2} 安政東海型地震^{※2} 5地震総合モデル^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>レベル2の地震・津波</td> <td>南海トラフ巨大地震^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 静岡県第1次地震被害想定調査（第一次報告） ※2 静岡県第4次地震被害想定（追加資料）「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1地震の想定」報告書 ※3 1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1854年安政南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震の5例の地震について、それらを総合し、過去の津波痕跡を下回らないように想定した、レベル1津波を引き起こす地震のうち最大クラスと見なせる仮想地震である。</p>	区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	レベル1の地震・津波	東海地震 ^{※1} 東海・東南海地震 ^{※1} 東海・東南海・南海地震 ^{※1} 宝永型地震 ^{※2} 安政東海型地震 ^{※2} 5地震総合モデル ^{※2※3}	レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 ^{※1}	<p>静岡県における対策の対象とする地震・津波</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1の地震・津波</td> <td>東海地震^{※1} 東海・東南海地震^{※1} 東海・東南海・南海地震^{※1} 宝永型地震^{※2} 安政東海型地震^{※2} 5地震総合モデル^{※2※3}</td> </tr> <tr> <td>レベル2の地震・津波</td> <td>南海トラフ巨大地震^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 静岡県第1次地震被害想定調査（第一次報告） ※2 静岡県第4次地震被害想定（追加資料）「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1地震の想定」報告書 ※3 1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1854年安政南海地震、1944年昭和東南海地震、1946年昭和南海地震の5例の地震について、それらを総合し、過去の津波痕跡を下回らないように想定した、レベル1津波を引き起こす地震のうち最大クラスと見なせる仮想地震である。</p>	区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	レベル1の地震・津波	東海地震 ^{※1} 東海・東南海地震 ^{※1} 東海・東南海・南海地震 ^{※1} 宝永型地震 ^{※2} 安政東海型地震 ^{※2} 5地震総合モデル ^{※2※3}	レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 ^{※1}
区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震												
レベル1の地震・津波	東海地震 ^{※1} 東海・東南海地震 ^{※1} 東海・東南海・南海地震 ^{※1} 宝永型地震 ^{※2} 安政東海型地震 ^{※2} 5地震総合モデル ^{※2※3}												
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 ^{※1}												
区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震												
レベル1の地震・津波	東海地震 ^{※1} 東海・東南海地震 ^{※1} 東海・東南海・南海地震 ^{※1} 宝永型地震 ^{※2} 安政東海型地震 ^{※2} 5地震総合モデル ^{※2※3}												
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 ^{※1}												
<p>遠州灘沿岸の各市町におけるレベル1津波とレベル2津波の高さの最大値は次表に示すとおりである。</p>	<p>また、遠州灘沿岸の各市町におけるレベル1津波とレベル2津波の高さの最大値は次表に示すとおりである。</p>												

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、 青文字: 愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○○: 第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第2章(静岡県版)の「海岸の防護に関する事項」について、以下の変更を行った。

防護水準(高潮)・(侵食)の変更、段階的な施設整備の実施の追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
<p><高潮></p> <p>50年確率波浪および予想される高潮位を防護水準とすることを原則とする。ただし、昭和34年の伊勢湾台風等の災害実績を踏まえる。</p> <p><侵食></p> <p>現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、侵食が著しい海岸では必要に応じて汀線の回復を図ることを防護水準とする。</p>	<p><高潮></p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇や台風の強化等の将来変化を考慮した高潮や、最も沿岸に被害を与えた昭和28年13号台風、昭和34年伊勢湾台風規模の高潮に対して、適切に推算した潮位や波浪から防護することを目標とする。また、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえ、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行う。(なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。)</p> <p><侵食></p> <p>土砂収支の不均衡に起因する汀線後退等、将来の気候変動の影響によらない侵食に対し、予測を重視し、状況に応じた適切な対応を行うことを基本的な防護水準とする。</p> <p>砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</p>

現行基本計画記載内容	変更記載内容(案)
	<p>1-3. 段階的な施設整備の実施</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、海岸ごとに気候変動の進行に対し手遅れにならないよう、適切な対策を講じていく。実施にあたっては手戻りのない効率的な整備を行うこととする。</p> <p>そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年や施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。</p> <p>防護目標の更新イメージ</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、 青文字: 愛知県との協議を踏まえて変更した箇所
 ○○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所
 ○○: 第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第2章(静岡県版)の「今後の取組方針」に以下の変更を行った。

津波への対応の追記

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>3. 今後の取り組み方針</p> <p>遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。</p> <p>○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化</p> <p>遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。</p> <p>○津波への対応</p> <p>海岸保全施設の整備についてはレベル1津波を防護の目標とするが、海水が堤防等を越えて浸入した場合にも、出来るだけ被害を最小限に抑えるため、ハード（施設整備等）、ソフト（避難対策等）の対策を組み合わせた「多重防護」による総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築、「静岡モデル※」の整備による津波浸水区域の低減、内陸部への展開等を市町や企業等と連携して海岸の防護を進める。</p> <p>※静岡モデル： 津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、海岸保全施設に加え、レベル1を越える津波のエネルギーを減衰させる、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による津波に対し安全度を向上させる施設整備。</p> <p>静岡モデルの代表的なイメージ</p> <p>道路嵩上げの例</p> <p>防災林・砂丘の嵩上げの例</p> <p>凡例：赤文字：現行計画からの変更箇所、青文字：愛知県との協議を踏まえて変更した箇所 ○○：第2回検討委員会での意見に対する変更箇所 ○○：第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所</p>	<p>3. 今後の取組方針</p> <p>遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。</p> <p>○総合土砂管理等に向けて関係機関との連携強化</p> <p>遠州灘沿岸における砂浜の保全・回復においては、静岡県と愛知県、両県が連携し働きかけ、河川管理者などが中心となった総合的な土砂管理システムの構築が必要であり、今後も引き続き情報交換や調査・研究を行い、海浜状況の変化に適切に対応できる体制づくりを進めていくものとする。また、砂丘や海食崖等の変化、多様な生物・生態系等の実態把握に関する、継続的な調査・研究体制についても、同様に関係者との連携・調整を図っていくものとする。</p> <p>○津波への対応</p> <p>海岸保全施設の整備についてはレベル1津波を防護の目標とするが、海水が堤防等を越えて浸入した場合にも、出来るだけ被害を最小限に抑えるため、ハード（施設整備等）、ソフト（避難対策等）の対策を組み合わせた「多重防護」による総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築、「静岡モデル防潮堤※」の整備による津波浸水区域の低減、内陸部への展開等を市町や企業等と連携して海岸の防護を進める。また、気候変動の予測は上振れる可能性があることから、海岸保全とまちづくりの連携によって防災・減災対策を推進していくことがますます重要となる。そのため、「静岡方式※」の津波対策の概念を活用し、地域の歴史・文化や自然との共生及び景観等との調和を図るとともに、地域の意見を取り入れながら、県と市町との協働により防災・減災の取組を推進する。</p> <p>※1 静岡モデル防潮堤： 津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、海岸保全施設に加え、レベル1を越える津波のエネルギーを減衰させる、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による津波に対し安全度を向上させる施設整備。</p> <p>静岡モデル防潮堤の代表的なイメージ</p> <p>道路嵩上げの例</p> <p>防災林・砂丘の嵩上げの例</p> <p>※2 静岡方式： 県内一律の津波対策を行うのではなく、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を推進する方法。 具体的には、レベル1の津波に対する施設整備、レベル1を超える津波に対する海岸防災林等の嵩上げを行う「静岡モデル防潮堤」の整備、警戒避難体制の整備など、各地域に最もふさわしいハード・ソフト対策を組み合わせ、地域の歴史・文化や景観等との調和がとれた津波対策を、住民の意見を取り入れ、市町と協働して推進する。</p>

海岸の防護に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第2章(静岡県版)の「今後の取組方針」に以下の変更を行った。

地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応 タイトル及び内容の変更

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>○地球温暖化に伴う気象変動への対応</p> <p>地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。</p>	<p>○地球温暖化に伴う気候変動の不確実性への対応</p> <p>気候変動の影響による平均海面水位や潮位偏差の将来予測は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による報告書で用いられた2°C上昇相当のシナリオを基本とするが、想定を上回る気候変動の影響への対応については、国の動向を注視し、気候変動の影響に関する見込みの変化や、その変化によるリスクの大きさ等に応じて、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行うこととする。そのためにも、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していくものとする。</p> <p>気候変動の影響による平均海面水位や潮位偏差の将来予測が上振れると、背後地の利用状況等を含め、まちづくりとの連携がより一層重要となる。そのため、ハード・ソフト対策を組み合わせ、地域の特性を踏まえた海岸保全に取り組んでいく。</p>
<p>○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応</p> <p>海辺のゴミ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。</p>	<p>○海辺での不法投棄等ごみ問題や流入河川の水質改善への対応</p> <p>海辺のゴミ放置や不法投棄に対しては、定期的な監視、ゴミ等の回収への支援やモラル向上のための啓発活動が必要となる。また、流域の土地利用や陸域からの排水に影響を受ける流入河川の水質に対しては、海域の水質維持のためにも水質保全への取組が必要となる。いずれの問題も沿岸全体で取組む課題であり、国・県・市町の関係機関や民間団体等との連携・調整を図りながら、検討を行っていくものとする。</p>
<p>○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応</p> <p>遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。</p>	<p>○沿岸の環境保全や適正利用に向けた対応</p> <p>遠州灘沿岸の環境保全や適正な利用に向けて、環境教育や環境愛護思想の啓発を進めていくことが重要であることから、現在各地域で行われている様々な活動や取組が、沿岸全体で連携できるように、ネットワークづくりを進めるとともに、その内容を広く情報発信していくものとする。</p>

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、 **青文字**:愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○○:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○○:第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸の防護に関する事項の変更（駿河湾沿岸）

▶ 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

防護の目標の変更

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）												
<p>2. 2 海岸保全の目標と取組</p> <p>(1) 海岸保全の目標</p> <p>1) 防護の目標</p> <p>①防護すべき地域 高潮や津波、海岸侵食など海岸災害の危険性のある大瀬崎から御前崎に至る駿河湾沿岸全域を防護対象地域とする。</p> <p>②防護目標</p> <table border="1"> <tr> <td>高潮・越波</td> <td>50年確率波浪および予想される異常潮位を防護の目標とすることを原則とする。 ただし、昭和34年の伊勢湾台風や昭和41年の台風26号等の災害実績を踏まえる。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>発生が予想される東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波高を防護の目標とする。</td> </tr> <tr> <td>侵食</td> <td>現状の砂浜を保全することを基本的な目標とし、必要に応じて砂浜の回復を図る。</td> </tr> </table> <p>2) 海岸環境保全の目標 砂浜や崖・岬からなる変化に富んだ海岸線は、優れた景観であるとともに、様々な生物の生息の場となっていることから、これらの多様な海岸の自然環境を保全する。</p> <p>3) 海岸の適正な利用の目標 海岸によっては波浪が高く利用が限られる地区もあるが、海岸域の一体的な利用に配慮しながら、快適性や利便性の向上を図り、魅力ある海岸づくりに努める。</p>	高潮・越波	50年確率波浪および予想される異常潮位を防護の目標とすることを原則とする。 ただし、昭和34年の伊勢湾台風や昭和41年の台風26号等の災害実績を踏まえる。	津波	発生が予想される東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波高を防護の目標とする。	侵食	現状の砂浜を保全することを基本的な目標とし、必要に応じて砂浜の回復を図る。	<p>2. 2 海岸保全の目標と取組</p> <p>(1) 海岸保全の目標</p> <p>1) 防護の目標 気温2°C上昇シナリオ（RCP2.6）における2100年時点の気候を想定し、海岸防護の目標を以下に定める。</p> <p>①防護すべき地域 高潮や津波、海岸侵食など海岸災害の危険性のある大瀬崎から御前崎に至る駿河湾沿岸全域を防護対象地域とする。</p> <p>②防護目標</p> <table border="1"> <tr> <td>高潮・越波</td> <td>気候変動の影響による将来変化を考慮した高潮や、昭和34年の伊勢湾台風や昭和41年の台風26号等の災害実績に基づき、適切に推算した潮位や波浪に対して防護することを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>気候変動の影響による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）（東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波）の水位に対して防護することを目標とする。</td> </tr> <tr> <td>侵食</td> <td>土砂収支の不均衡に起因する汀線後退等、将来の気候変動の影響によらない侵食に対し、予測を重視し、状況に応じた適切な対応を行うことを基本的な防護水準とする。 砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。</td> </tr> </table> <p>2) 海岸環境保全の目標 砂浜や崖・岬からなる変化に富んだ海岸線は、優れた景観であるとともに、様々な生物の生息の場となっていることから、これらの多様な海岸の自然環境を保全する。</p> <p>3) 海岸の適正な利用の目標 海岸によっては波浪が高く利用が限られる地区もあるが、海岸域の一体的な利用に配慮しながら、快適性や利便性の向上を図り、魅力ある海岸づくりに努める。</p>	高潮・越波	気候変動の影響による将来変化を考慮した高潮や、昭和34年の伊勢湾台風や昭和41年の台風26号等の災害実績に基づき、適切に推算した潮位や波浪に対して防護することを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）	津波	気候変動の影響による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）（東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波）の水位に対して防護することを目標とする。	侵食	土砂収支の不均衡に起因する汀線後退等、将来の気候変動の影響によらない侵食に対し、予測を重視し、状況に応じた適切な対応を行うことを基本的な防護水準とする。 砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。
高潮・越波	50年確率波浪および予想される異常潮位を防護の目標とすることを原則とする。 ただし、昭和34年の伊勢湾台風や昭和41年の台風26号等の災害実績を踏まえる。												
津波	発生が予想される東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波高を防護の目標とする。												
侵食	現状の砂浜を保全することを基本的な目標とし、必要に応じて砂浜の回復を図る。												
高潮・越波	気候変動の影響による将来変化を考慮した高潮や、昭和34年の伊勢湾台風や昭和41年の台風26号等の災害実績に基づき、適切に推算した潮位や波浪に対して防護することを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）												
津波	気候変動の影響による平均海面の上昇を考慮した南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）（東海、東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波）の水位に対して防護することを目標とする。												
侵食	土砂収支の不均衡に起因する汀線後退等、将来の気候変動の影響によらない侵食に対し、予測を重視し、状況に応じた適切な対応を行うことを基本的な防護水準とする。 砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。												

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**○○**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（駿河湾沿岸）

▶ 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

段階的な施設整備の実施の追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	<p>(2) 段階的な施設整備の実施</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、海岸ごとに気候変動の進行に対し手遅れにならないよう、適切な対策を講じていく。実施にあたっては手戻りのない効率的な整備を行うこととする。</p> <p>そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年や施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。</p> <p style="text-align: center;">防護目標の更新イメージ</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、○○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（駿河湾沿岸）

▶ 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の「1)防護に関する取組」について、以下の変更を行った。

第2回検討委員会のご意見 (No. 5, No. 11)を踏まえ、冒頭文章 変更

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>(2) 海岸保全の取組</p> <p>海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町・地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対応していくものとする。</p> <p>特に、駿河湾の砂浜は、背後地を護る自然の防災機能を発揮しているとともに、多様な生態系とその富士を望む白砂青松が地域の誇りとなっているなど、人々に潤いや憩い・安らぎを与えていていることから、その保全を最重要課題として積極的に取り組んでいくものとする。</p> <p>1) 防護に関する取組</p> <p>○海岸保全施設の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の堤防高はレベル1津波（比較的発生頻度の高い津波）及び高潮・越波に対応した高さを比較し、高い方を基本に、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。 <p>■津波が卓越した場合： ■高潮・越波が卓越した場合：</p> <p>施設高の決定における津波と高潮・越波の比較イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による施設の沈下・破壊を抑制するため、液状化対策などの耐震対策等を実施する。 津波が発生し海水が堤防等を越流した場合でも、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすることや、背後地の被害の軽減を図ることができるよう、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」を目指した構造上の工夫を施す。 <p>海岸保全施設の粘り強い構造のイメージ</p> <p>粘り強い構造への改良</p> <ul style="list-style-type: none"> 天端の保護 法面の被覆 法尻の洗掘防止対策 <p>既存の海岸保全施設</p> <p>縦勾配化</p> <p>レベル2津波</p> <p>レベル1津波</p> <p>海岸保全施設の粘り強い構造のイメージ</p> <p>粘り強い構造への改良</p> <ul style="list-style-type: none"> 天端の保護 法面の被覆 法尻の洗掘防止対策 <p>既存の海岸保全施設</p> <p>縦勾配化</p> <p>レベル2津波</p> <p>レベル1津波</p>	<p>(3) 海岸保全の取組</p> <p>海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町・地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整のうえ、協働・連携・分担して、総合的な見地から対応していくものとする。</p> <p>特に、駿河湾の砂浜は、背後地を護る自然の防災機能を発揮しているとともに、多様な生態系とその富士を望む白砂青松が地域の誇りとなっているなど、人々に潤いや憩い・安らぎを与えていていることから、その保全を最重要課題として積極的に取り組んでいくものとする。</p> <p>1) 防護に関する取組</p> <p>○海岸保全施設の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の堤防高はレベル1津波（比較的発生頻度の高い津波）及び高潮・越波に対応した高さを比較し、高い方を基本に、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。 <p>■津波が卓越した場合： ■高潮・越波が卓越した場合：</p> <p>施設高の決定における津波と高潮・越波の比較イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による施設の沈下・破壊を抑制するため、液状化対策などの耐震対策等を実施する。 津波が発生し海水が堤防等を越流した場合でも、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすることや、背後地の被害の軽減を図ることができるよう、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」を目指した構造上の工夫を施す。 <p>海岸保全施設の粘り強い構造のイメージ</p> <p>粘り強い構造への改良</p> <ul style="list-style-type: none"> 天端の保護 法面の被覆 法尻の洗掘防止対策 <p>既存の海岸保全施設</p> <p>縦勾配化</p> <p>レベル2津波</p> <p>レベル1津波</p> <p>海岸保全施設の粘り強い構造のイメージ</p> <p>粘り強い構造への改良</p> <ul style="list-style-type: none"> 天端の保護 法面の被覆 法尻の洗掘防止対策 <p>既存の海岸保全施設</p> <p>縦勾配化</p> <p>レベル2津波</p> <p>レベル1津波</p>

凡例：赤文字：現行計画からの変更箇所、○○：第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（駿河湾沿岸）

42

▶ 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進 変更

凡例: **赤文字**: 現行計画からの変更箇所、**○○**: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（駿河湾沿岸）

▶ 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

砂浜の消波機能を活用した越波被害からの防護の変更、地球温暖化に伴う気候変動への対応の追記、
グリーンインフラの整備の推進の追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>○砂浜の消波機能を活用した越波被害からの防護</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂浜の保全を図り、砂浜がもつ波のエネルギーを吸収する機能を活用した波浪被害対策を進めるとともに、機能の維持のための保全に取り組んでいく。 <p>○広域的な砂の移動に配慮した侵食対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川流域における土砂の動態や沿岸における波や流れによる砂の移動（漂砂）など広域的な砂の移動を考慮し、養浜やサンドバイパス、サンドリサイクル等の砂浜の維持・回復を図る対策を実施する。 <p>○海岸保全施設の維持・管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化や耐震性の点検を行い、予防保全の視点から、長寿命化計画等に基づき計画的かつ効率的な維持・管理、更新を実施する。 効果的な防災対策や新工法等の新たな技術の導入に取り組んでいく。 津波等の災害時に一連の水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、自動化・遠隔操作化、陸閘の統廃合や常時閉鎖等、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組む。 <p>○波浪・潮位等の来襲外力の観測・監視の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸に来襲する波浪や潮位など日頃からの観測・監視に努め、台風や低気圧による海岸災害に備える。 <p>○地球温暖化に伴う気象変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。 	<p>○砂浜の消波機能を活用した越波被害からの防護</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂浜は堤防や離岸堤等と一緒に波のエネルギーを吸収する機能をもっており、砂浜を海岸法に基づく海岸保全施設に指定し、適切に管理、活用することにより、海岸侵食や高波等による被害の防止などを図る。 <p>○広域的な砂の移動に配慮した侵食対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川流域における土砂の動態や沿岸における波や流れによる砂の移動（漂砂）など広域的な砂の移動を考慮し、養浜やサンドバイパス、サンドリサイクル等の砂浜の維持・回復を図る対策を実施する。 <p>○海岸保全施設の維持・管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化や耐震性の点検を行い、予防保全の視点から、長寿命化計画等に基づき計画的かつ効率的な維持・管理、更新を実施する。 効果的な防災対策や新工法等の新たな技術の導入に取り組んでいく。 津波等の災害時に一連の水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、自動化・遠隔操作化、陸閘の統廃合や常時閉鎖等、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組む。 <p>○波浪・潮位等の来襲外力の観測・監視の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸に来襲する波浪や潮位など日頃からの観測・監視に努め、台風や低気圧による海岸災害に備える。 <p>○地球温暖化に伴う気候変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。 気候変動の影響により、将来外力が上振れし、新たな海岸保全対策が求められる海岸では、背後の土地利用や今後のまちづくりの方針を十分に踏まえたうえで、必要に応じて海岸保全区域内における最適な対策方法を検討していく。その際には、関係機関との合意形成に十分配慮し、丁寧な調整を行う。 <p>○グリーンインフラ整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンインフラは将来的に気候変動予測が上振れた場合でも、施設改修を要するグリーンインフラに比べて柔軟に対応しやすい構造となっており、今後海岸沿いにあるグリーンインフラの活用が益々重要となることから、気候変動の影響への対応においては、地域の特性などを踏まえ、グリーンインフラと併せてグリーンインフラの整備の可能性についても検討していく。

凡例：赤文字：現行計画からの変更箇所、○○：第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（伊豆半島沿岸）

▶ 前回検討委員会を踏まえ伊豆半島沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

防護の目標の変更

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
2. 2 海岸保全の目標と取組	2. 2 海岸保全の目標と取組
(1) 海岸保全の目標	(1) 海岸保全の目標
1) 防護の目標	1) 防護の目標
①防護すべき地域 神奈川県境から大瀬崎に至る伊豆半島沿岸のうち、高潮や津波、海岸侵食などにより背後の人命・財産に危険がおよぶ可能性のある地域を防護対象地域とする。	気温 2°C 上昇シナリオ（RCP2.6）における2100年時点の気候を想定し、海岸防護の目標を以下に定める。
②防護目標	②防護目標
高潮・越波 50年確率波浪および予想される高潮位を防護の目標とすることを原則とする。 ただし、昭和34年の伊勢湾台風等の災害実績を踏まえる。	高潮・越波 気候変動の影響による将来変化を考慮した高潮や、昭和34年の伊勢湾台風等の災害実績に基づき、適切に推算した潮位や波浪に対して防護することを目標とする。（なお、波浪については、50年確率波浪を用いることを基本とする。）
津波 発生が予想される東海・東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波高を防護の目標とする。	津波 気候変動の影響による平均海面上昇を考慮した南海トラフ沿いや相模トラフで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震に伴う想定津波（レベル1（L1）津波）（東海・東海・東南海、東海・東南海・南海地震及び大正型関東地震、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルの地震に伴う想定津波）の水位に対して防護することを目標とする。
侵食 現状の砂浜を保全することを基本的な目標とし、必要に応じて砂浜の回復を図る。	侵食 土砂収支の不均衡に起因する汀線後退等、将来の気候変動の影響によらない侵食に対し、予測を重視し、状況に応じた適切な対応を行うことを基本的な防護水準とする。 砂浜の保全においては、将来的な気候変動による影響等に関する最新の知見を取り込み、継続的なモニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」によって対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する。
2) 海岸環境保全の目標	2) 海岸環境保全の目標
岩礁や崖・砂浜からなる変化に富んだ海岸線は、優れた景観資源であるとともに、様々な生物の生息の場ともなっていることから、これらの多様な海岸の自然環境を保全する。	岩礁や崖・砂浜からなる変化に富んだ海岸線は、優れた景観資源であるとともに、様々な生物の生息の場ともなっていることから、これらの多様な海岸の自然環境を保全する。
3) 海岸の適正な利用の目標	3) 海岸の適正な利用の目標
様々な利用の基盤となっている豊かな自然環境に配慮し、利用者間の共存・連携および快適性や利便性の向上を図り、適正な利用に努める。	様々な利用の基盤となっている豊かな自然環境に配慮し、利用者間の共存・連携および快適性や利便性の向上を図り、適正な利用に努める。

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、○○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（伊豆半島沿岸）

▶ 前回検討委員会を踏まえ伊豆半島沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

段階的な施設整備の実施の追加

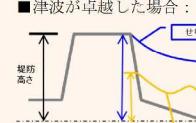
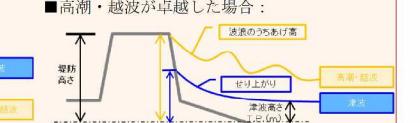
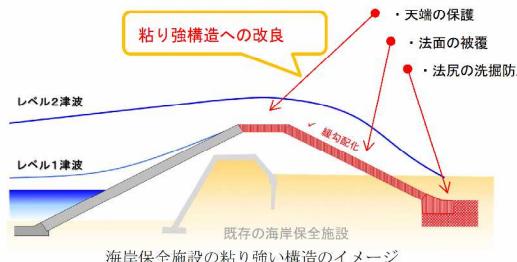
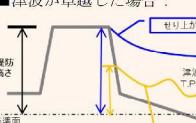
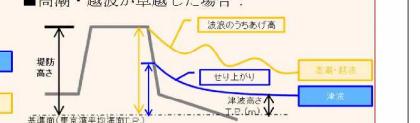
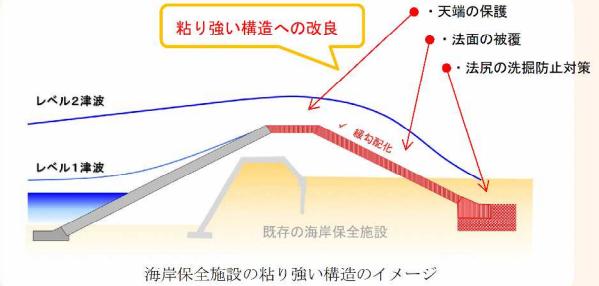
現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
	<p>(2) 段階的な施設整備の実施</p> <p>気候変動の影響による平均海面の上昇や高潮、波浪は、長い期間をかけて変化していくことから、施設が整備されるまでに要する時間と経費、その間の新たな技術開発等を踏まえ、海岸ごとに気候変動の進行に対し手遅れにならないよう、適切な対策を講じていく。実施にあたっては手戻りのない効率的な整備を行うこととする。</p> <p>そのため、2100年を想定して定めた防護目標に対し、施設整備目標年や施設の耐用年数に応じて、その都度、整備高を定めることとする。</p> <p>防護目標の更新イメージ</p>

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**○○**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（伊豆半島沿岸）

▶ 前回検討委員会を踏まえ伊豆半島沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

第2回検討委員会のご意見 (No. 5, No. 11)を踏まえ、冒頭文章 変更

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>(2) 海岸保全の取組</p> <p>海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。</p> <p>特に、伊豆半島の海岸は、崖、岩礁、砂浜などが交互に現われ、その地形的性状により、海岸の特性も異なっている。そこに息づく陸域・海域の生物も多様であり、さらには、海岸に特有の自然環境があるなど変化に富んでいることから、個々の海岸の特性を理解し、海岸保全に適切に取り組んでいく。</p> <p>1) 防護に関する取組</p> <p>○海岸保全施設の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の堤防高はレベル1津波（比較的の発生頻度の高い津波）及び高潮・越波に対応した高さを比較し、高い方を基本に、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。 <p>■津波が卓越した場合：  ■高潮・越波が卓越した場合：  </p> <p>施設高の決定における津波と高潮・越波の比較イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による施設の沈下・破壊を抑制するため、液状化対策などの耐震対策等を実施する。 津波が発生し海水が堤防等を越流した場合でも、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすることや、背後地の被害の軽減を図ることができるよう、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」を目指した構造上の工夫を施す。 <p>粘り強構造への改良  </p> <p>海岸保全施設の粘り強い構造のイメージ</p>	<p>(3) 海岸保全の取組</p> <p>海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸の市町、地域住民、各種団体など、海岸や対策に関わるすべての関係者で調整のうえ、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。</p> <p>特に、伊豆半島の海岸は、崖、岩礁、砂浜などが交互に現われ、その地形的性状により、海岸の特性も異なっている。そこに息づく陸域・海域の生物も多様であり、さらには、海岸に特有の自然環境があるなど変化に富んでいることから、個々の海岸の特性を理解し、海岸保全に適切に取り組んでいく。</p> <p>1) 防護に関する取組</p> <p>○海岸保全施設の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設等の堤防高はレベル1津波（比較的の発生頻度の高い津波）及び高潮・越波に対応した高さを比較し、高い方を基本に、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と調整した上で、必要な堤防高を確保する。 <p>■津波が卓越した場合：  ■高潮・越波が卓越した場合：  </p> <p>施設高の決定における津波と高潮・越波の比較イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による施設の沈下・破壊を抑制するため、液状化対策などの耐震対策等を実施する。 津波が発生し海水が堤防等を越流した場合でも、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすることや、背後地の被害の軽減を図ることができるよう、施設の効果が粘り強く発揮できる「減災」を目指した構造上の工夫を施す。 <p>粘り強い構造への改良  </p> <p>海岸保全施設の粘り強い構造のイメージ</p>

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**○○**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（伊豆半島沿岸）

47

▶ 前回検討委員会を踏まえ伊豆半島沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進 变更

現行基本計画記載内容

○沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進

- ・海水が堤防等を越えて浸入した場合にも、出来るだけ被害を最小限に抑えるため、ハード（施設整備等）、ソフト（避難対策等）の対策を組み合わせた「多重防護」による総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築、「静岡モデル^{※1}」の整備による津波浸水区域の低減、内陸部への展開等を市町や企業等と連携して海岸の防護を進める。

総合的な防災・減災対策のイメージ

※静岡モデル：
津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、海岸保全施設に加え、レベル1を越える津波のエネルギーを減衰させる、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による津波に対し安全度を向上させる施設整備。

道路嵩上げの例

静岡モデルの代表的なイメージ

防災林・砂丘の嵩上げの例

○海岸毎の形成過程や砂の移動に配慮した侵食対策の推進

- ・適切な侵食対策を行っていくために、崖の浸食や河川からの土砂供給、波や流れなど海岸毎の漂砂特性に配慮した砂浜の維持・回復を図る対策を実施していく。また、海岸の維持のために海岸の地形を継続的に監視していく。

変更記載内容（案）

○沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進

- ・海水が堤防等を越えて浸入した場合にも、出来るだけ被害を最小限に抑えるため、ハード（施設整備等）、ソフト（避難対策等）の対策を組み合わせた「多重防護」による総合的な防災・減災対策を推進する。具体的には、命山や津波避難タワーの設置、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築、「静岡モデル防潮堤^{※2}」の整備による避難時間の確保を市町や企業等と連携して海岸の防護を進める。また、気候変動の予測は上振れする可能性があることから、海岸保全とまちづくりの連携によって防災・減災対策を推進していくことがありますます重要となる。そのため、「静岡方式^{※2}」の津波対策の概念を活用し、地域の歴史・文化や自然との共生及び景観等との調和を図るとともに、地域の意見を取り入れながら、県と市町との協働により防災・減災の取り組みを推進する。

※1 静岡モデル防潮堤：

津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、海岸保全施設に加え、レベル1を越える津波のエネルギーを減衰させる、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による津波に対し安全度を向上させる施設整備。

道路嵩上げの例

防災林・砂丘の嵩上げの例

静岡モデル防潮堤の代表的なイメージ

※2 静岡方式：
県内一律の津波対策を行うのではなく、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を推進する方法。

具体的には、レベル1の津波に対する施設整備、レベル1を超える津波に対する海岸防災林等の嵩上げを行う「静岡モデル防潮堤」の整備、警戒避難体制の整備など、各地域に最もふさわしいハード・ソフト対策を組み合わせ、地域の歴史・文化や景観等との調和がとれた津波対策を、住民の意見を取り入れ、市町と協働して推進する。

総合的な防災・減災対策「静岡方式」のイメージ

○海岸毎の形成過程や砂の移動に配慮した侵食対策の推進

- ・適切な侵食対策を行っていくために、崖の浸食や河川からの土砂供給、波や流れなど海岸毎の漂砂特性に配慮した砂浜の維持・回復を図る対策を実施していく。また、海岸の維持のために海岸の地形を継続的に監視していく。

凡例: **赤文字**: 現行計画からの変更箇所、 **○○**: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸の防護に関する事項の変更（伊豆半島沿岸）

▶ 前回検討委員会を踏まえ伊豆半島沿岸海岸保全基本計画の「海岸保全の目標と取組」について、以下の変更を行った。

砂浜、礫浜や岩礁の消波機能を活用した越波被害からの防護 変更、
地球温暖化に伴う気候変動への対応の追記、グリーンインフラの整備の推進の追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>○砂浜、礫浜や岩礁の消波機能を活用した越波被害からの防護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂浜、礫砂や岩礁の保全を図り、これらがもつ波のエネルギーを吸収する機能を活用した越波対策を進めていくとともに、機能の維持のための保全に取り組んでいく。 <p>○海岸保全施設の維持・管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や耐震性の点検を行い、予防保全の視点から、長寿命化計画等に基づき計画的かつ効率的な維持・管理、更新を実施する。 ・効果的な防災対策や新工法等の新たな技術の導入に取り組んでいく。 ・津波等の災害時に一連の水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、自動化・遠隔操作化、陸閘の統廃合や常時閉鎖等、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組む。 <p>○波浪・潮位等の来襲外力の観測・監視の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸に来襲する波浪や潮位など日頃からの観測・監視に努め、台風や低気圧による海岸災害に備える。 <p>○地球温暖化に伴う気象変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。 	<p>○砂浜、礫浜や岩礁の消波機能を活用した越波被害からの防護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂浜は堤防や離岸堤等と一緒に波のエネルギーを吸収する機能をもっており、砂浜を海岸法に基づく海岸保全施設に指定し、適切に管理、活用することにより、海岸侵食や高波等による被害の防止などを図る。 <p>○海岸保全施設の維持・管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や耐震性の点検を行い、予防保全の視点から、長寿命化計画等に基づき計画的かつ効率的な維持・管理、更新を実施する。 ・効果的な防災対策や新工法等の新たな技術の導入に取り組んでいく。 ・津波等の災害時に一連の水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、自動化・遠隔操作化、陸閘の統廃合や常時閉鎖等、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組む。 <p>○波浪・潮位等の来襲外力の観測・監視の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸に来襲する波浪や潮位など日頃からの観測・監視に努め、台風や低気圧による海岸災害に備える。 <p>○地球温暖化に伴う気候変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。 ・気候変動の影響により、将来外力が上振れし、新たな海岸保全対策が求められる海岸では、背後の土地利用や今後のまちづくりの方針を十分に踏まえたうえで、必要に応じて海岸保全区域内における最適な対策方法を検討していく。その際には、関係機関との合意形成に十分配慮し、丁寧な調整を行う。 <p>○グリーンインフラ整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラは将来的に気候変動予測が上振れた場合でも、施設改修を要するグリーンインフラに比べて柔軟に対応しやすい構造となっており、今後海岸沿いにあるグリーンインフラの活用が益々重要となることから、気候変動の影響への対応においては、地域の特性などを踏まえ、グリーンインフラと併せてグリーンインフラの整備の可能性についても

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、 **○○**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

4. 2 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更

海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更（遠州灘沿岸）

50

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の「海岸環境の整備及び保全に関する事項」について、以下の変更を行った。

持続可能な海岸利用及び生物多様性の保全、気候変動に伴う影響の把握と周辺環境や景観への留意 追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</p> <p>3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策</p> <p>海岸環境を整備し、また、保全するために実施しようとする施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 特色のある自然環境の保全と継承</p> <p>自然環境として重要な砂浜に影響を及ぼす大規模施設整備等の行為ができる限り回避したり、既存の海岸保全施設が自然環境に影響を及ぼしている場合、その修復に努める。また、砂浜はアカウミガメの繁殖や、海浜植生や貴重な生物等の生息・生育基盤としても重要であることから、外來生物対策も含め、関係機関が一体となって生物の生育基盤として重要な砂浜の保全・回復を図る。</p> <p>さらに、砂浜における車両の乗り入れ制限や一定の空間・場所を設定しての利用制限といったような、動植物の生育・生息環境の保全に関する制度と適切な利用を継続していく。</p> <p>■ 遠州灘特有の美しい海岸景観の保全</p> <p>海岸保全施設整備の際には、砂浜や砂丘、海岸林及び海食崖といった優れた海岸景観に配慮し、最小限度のものにするとともに、沖合保全施設については、できるだけ潜堤等の海面下に隠れる没水型の施設としていく。海浜等における施設については、地域の景観に配慮した工法を心がけるとともに、地域に自生する在来種等を生かした植栽に努める。</p> <p>■ 広域的な取組による海岸域の環境保全の推進</p> <p>海岸の漂着流木、漂着ごみや不法投棄、流入する河川の水質等については、沿岸市町や地域住民だけでなく河川流域の市町、国、県も含めた関係機関が連携しつつ、広域的な流木、ごみ対策や水質保全対策を進めていく。</p> <p>また、地域住民のみならず海岸利用者等も含めて、美化活動に参加しやすい仕組みづくり等を行い、美しい海岸の維持に努めていくとともに、海岸美化活動を支援していく中で、利用者へのマナー啓発やPR活動等を進める。</p> <p>さらに、沿岸市町や地域と連携して海岸環境に関する情報収集・公開の仕組みづくりを進め、これらの情報について沿岸市町や関係団体、住民等と共有できるように努めていく。</p>	<p>3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項</p> <p>3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策</p> <p>海岸環境を整備し、また、保全するために実施しようとする施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 特色のある自然環境の保全と継承</p> <p>自然環境として重要な砂浜に影響を及ぼす大規模施設整備等の行為ができる限り回避したり、既存の海岸保全施設が自然環境に影響を及ぼしている場合、その修復に努める。また、砂浜はアカウミガメの繁殖や、海浜植生や貴重な生物等の生息・生育基盤としても重要であることから、外來生物対策も含め、関係機関が一体となって生物の生育基盤として重要な砂浜の保全・回復を図る。</p> <p>さらに、砂浜における車両の乗り入れ制限や一定の空間・場所を設定しての利用制限といったような、動植物の生育・生息環境の保全に関する制度と適切な利用を継続していく。</p> <p>■ 遠州灘特有の美しい海岸景観の保全</p> <p>海岸保全施設整備の際には、砂浜や砂丘、海岸林及び海食崖といった優れた海岸景観に配慮し、最小限度のものにするとともに、沖合保全施設については、できるだけ潜堤等の海面下に隠れる没水型の施設としていく。海浜等における施設については、地域の景観に配慮した工法を心がけるとともに、地域に自生する在来種等を生かした植栽に努める。</p> <p>■ 広域的な取組による海岸域の環境保全の推進</p> <p>海岸の漂着流木、漂着ごみや不法投棄、流入する河川の水質等については、沿岸市町や地域住民だけでなく河川流域の市町、国、県も含めた関係機関が連携しつつ、広域的な流木、ごみ対策や水質保全対策を進めていく。</p> <p>また、地域住民のみならず海岸利用者等も含めて、美化活動に参加しやすい仕組みづくり等を行い、美しい海岸の維持に努めていくとともに、海岸美化活動を支援していく中で、利用者へのマナー啓発やPR活動等を進める。</p> <p>さらに、沿岸市町や地域と連携して海岸環境に関する情報収集・公開の仕組みづくりを進め、これらの情報について沿岸市町や関係団体、住民等と共有できるように努めていく。</p> <p>■ 持続可能な海岸利用および生物多様性の保全</p> <p>2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」に則り、国定公園や県立自然公園の保護地域の保全と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の関係者と海岸管理者が協力し取り組むことによって生物多様性の保全を図っていく。</p> <p>■ 気候変動に伴う影響の把握と周辺環境や景観への留意</p> <p>気候変動に伴う環境変化についてモニタリングを推進し、今後の気候変動への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、周辺環境や景観への影響など配慮すべき事項を踏まえた上で、検討していく。</p>

凡例: 赤文字: 現行計画からの変更箇所、 青文字: 愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○○: 第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○○: 第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の第2章(静岡県版)の「今後の取り組み方針」に、以下の変更を行った。

グリーンインフラ整備の推進 追記

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>3. 今後の取り組み方針 遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。</p>	<p>3. 今後の取り組み方針 遠州灘沿岸の海岸保全基本計画策定後の取組の方針として、以下のものがあげられる。</p>

～中略～

<p>○グリーンインフラ整備の推進 グリーンインフラは将来的に気候変動予測が上振れした場合でも、施設改修を要するグリーンインフラに比べて柔軟に対応しやすい構造となっており、今後海岸沿いにあるグリーンインフラの活用が益々重要となることから、気候変動への対応においては、地域の特性などを踏まえ、グリーンインフラと併せてグリーンインフラの整備の可能性についても検討していく。</p>
--

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**青文字**:愛知県との協議を踏まえて変更した箇所
○○:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所
○○:第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更（駿河湾沿岸）

52

▶ 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の「海岸環境保全に関する取組」について、以下の変更を行った。

気候変動への対応における周辺環境や景観への留意、グリーンインフラ整備の推進 追記

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>2) 海岸環境保全に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none">○海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮<ul style="list-style-type: none">・ 海岸保全施設整備にあたっては、アカウミガメや伊豆特有の植生、サンゴなど海岸に生息・生育する希少野生動植物の保全を図るとともに、海岸環境に対する影響把握に努める。また、特定外来生物による生態系への影響に留意する。・ また、景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象海岸の地形や環境との一体感や地域の個性を尊重した整備を図る。・ さらには、環境保全に関わる既存の管理規定に十分留意しつつ、砂浜の保全や在来種の植栽などの海岸環境の保全に努める。○海岸への漂着物等に対する適切な対応<ul style="list-style-type: none">・ 海岸における漂着物等については、関係する自治体や団体と連携した処理システムの構築を目指す。また、粗大ゴミ等の不法投棄については関係機関との連携を図りその対策の強化、徹底に努める。○海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持<ul style="list-style-type: none">・ ゴミを捨てない気運を高めるなどのモラルの啓発を行うとともに、清掃活動の仕組みづくりを検討し、適切な対応を図るなど、海岸美化活動を推進し、美しい海岸を守っていく。○啓発看板の設置等による動植物の生育・生息環境の保全<ul style="list-style-type: none">・ 地域の人々や団体、関係機関などと連携して海岸域の生物の生態に関する情報の蓄積、周知を図る。・ 豊かな自然環境のある海岸では、その重要性などを啓発する看板の設置や砂浜への車両乗り入れの規制の検討、動植物の生育・生息環境の保全のためのルールづくりに取り組んでいく。○環境教育を通じた海岸愛護思想の啓発<ul style="list-style-type: none">・ 磯の生物観察などのほか、市町や各種団体で既に実施されている地域活動の普及・拡大を支援するとともに、地域で育まれてきた歴史・文化や海岸の自然環境の現状や課題について観察・体験・学習する機会を設けるなどの環境教育への支援に取り組み、海岸愛護思想の啓発に努める。	<p>2) 海岸環境保全に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none">○海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮<ul style="list-style-type: none">・ 海岸保全施設整備にあたっては、アカウミガメや伊豆特有の植生、サンゴなど海岸に生息・生育する希少野生動植物の保全を図るとともに、海岸環境に対する影響把握に努める。また、特定外来生物による生態系への影響に留意する。・ また、景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象海岸の地形や環境との一体感や地域の個性を尊重した整備を図る。・ さらには、環境保全に関わる既存の管理規定に十分留意しつつ、砂浜の保全や在来種の植栽などの海岸環境の保全に努める。○海岸への漂着物等に対する適切な対応<ul style="list-style-type: none">・ 海岸における漂着物等については、関係する自治体や団体と連携した処理システムの構築を目指す。また、粗大ゴミ等の不法投棄については関係機関との連携を図りその対策の強化、徹底に努める。○海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持<ul style="list-style-type: none">・ ゴミを捨てない気運を高めるなどのモラルの啓発を行うとともに、清掃活動の仕組みづくりを検討し、適切な対応を図るなど、海岸美化活動を推進し、美しい海岸を守っていく。○啓発看板の設置等による動植物の生育・生息環境の保全<ul style="list-style-type: none">・ 地域の人々や団体、関係機関などと連携して海岸域の生物の生態に関する情報の蓄積、周知を図る。・ 豊かな自然環境のある海岸では、その重要性などを啓発する看板の設置や砂浜への車両乗り入れの規制の検討、動植物の生育・生息環境の保全のためのルールづくりに取り組んでいく。○環境教育を通じた海岸愛護思想の啓発<ul style="list-style-type: none">・ 磯の生物観察などのほか、市町や各種団体で既に実施されている地域活動の普及・拡大を支援するとともに、地域で育まれてきた歴史・文化や海岸の自然環境の現状や課題について観察・体験・学習する機会を設けるなどの環境教育への支援に取り組み、海岸愛護思想の啓発に努める。○気候変動の影響への対応における周辺環境や景観への留意<ul style="list-style-type: none">・ 今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、周辺環境や景観への影響など配慮すべき事項を踏まえた上で、検討していく。○グリーンインフラ整備の推進<ul style="list-style-type: none">・ 今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、地域の特性なども踏まえ、既存の堤防等のグレインフラと併せてグリーンインフラの整備の可能性についても検討していく。

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**〇〇**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

▶ 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画の「海岸環境保全に関する取組」について、以下の変更を行った。

気候変動への対応における周辺環境や景観への留意、グリーンインフラ整備の推進 追記

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>2) 海岸環境保全に関する取組</p> <p>○海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備にあたっては、アカウミガメや伊豆特有の植生、サンゴなど海岸に生息・生育する希少野生動植物の保全を図るとともに、海岸環境に対する影響把握に努める。また、特定外来生物による生態系への影響に留意する。 また、景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象海岸の地形や環境との一体感や地域の個性を尊重した整備を図る。 さらには、環境保全に関わる既存の管理規定に十分留意しつつ、砂浜の保全や在来種の植栽などの海岸環境の保全に努める。 <p>○海岸への漂着物等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸における漂着物等については、関係する自治体や団体と連携した処理システムの構築を目指す。また、粗大ゴミ等の不法投棄については関係機関との連携を図りその対策の強化、徹底に努める。 <p>○海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴミを捨てない気運を高めるなどのモラルの啓発を行うとともに、清掃活動の仕組みづくりを検討し、適切な対応を図るなど、海岸美化活動を推進し、美しい海岸を守っていく。 <p>○啓発看板の設置等による動植物の生育・生息環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人々や団体、関係機関などと連携して海岸域の生物の生態に関する情報の蓄積、周知を図る。 豊かな自然環境のある海岸では、その重要性などを啓発する看板の設置や砂浜への車両乗り入れの規制の検討、動植物の生育・生息環境の保全のためのルールづくりに取り組んでいく。 <p>○環境教育を通じた海岸愛護思想の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 磯の生物観察などのほか、市町や各種団体で既に実施されている地域活動の普及・拡大を支援するとともに、地域で育まれてきた歴史・文化や海岸の自然環境の現状や課題について観察・体験・学習する機会を設けるなどの環境教育への支援に取り組み、海岸愛護思想の啓発に努める。 	<p>2) 海岸環境保全に関する取組</p> <p>○海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備にあたっては、アカウミガメや伊豆特有の植生、サンゴなど海岸に生息・生育する希少野生動植物の保全を図るとともに、海岸環境に対する影響把握に努める。また、特定外来生物による生態系への影響に留意する。 また、景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象海岸の地形や環境との一体感や地域の個性を尊重した整備を図る。 さらには、環境保全に関わる既存の管理規定に十分留意しつつ、砂浜の保全や在来種の植栽などの海岸環境の保全に努める。 <p>○海岸への漂着物等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸における漂着物等については、関係する自治体や団体と連携した処理システムの構築を目指す。また、粗大ゴミ等の不法投棄については関係機関との連携を図りその対策の強化、徹底に努める。 <p>○海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴミを捨てない気運を高めるなどのモラルの啓発を行うとともに、清掃活動の仕組みづくりを検討し、適切な対応を図るなど、海岸美化活動を推進し、美しい海岸を守っていく。 <p>○啓発看板の設置等による動植物の生育・生息環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人々や団体、関係機関などと連携して海岸域の生物の生態に関する情報の蓄積、周知を図る。 豊かな自然環境のある海岸では、その重要性などを啓発する看板の設置や砂浜への車両乗り入れの規制の検討、動植物の生育・生息環境の保全のためのルールづくりに取り組んでいく。 <p>○環境教育を通じた海岸愛護思想の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 磯の生物観察などのほか、市町や各種団体で既に実施されている地域活動の普及・拡大を支援するとともに、地域で育まれてきた歴史・文化や海岸の自然環境の現状や課題について観察・体験・学習する機会を設けるなどの環境教育への支援に取り組み、海岸愛護思想の啓発に努める。 <p>○気候変動の影響への対応における周辺環境や景観への留意</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、周辺環境や景観への影響など配慮すべき事項を踏まえた上で、検討していく。 <p>○グリーンインフラ整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、地域の特性なども踏まえ、既存の堤防等のグレーインフラと併せてグリーンインフラの整備の可能性についても検討していく。

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、 **○○**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

4. 3 海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更

▶ 遠州灘沿岸海岸保全基本計画の「海岸における公衆の適正な利用に関する事項」について、以下の変更を行った。

気候変動対応や社会情勢の変化への対応の追加、海岸の利用に関する情報の共有の追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>4-1 公衆の適正な利用を促進するための施策</p> <p>海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 自然とふれあう海岸づくりの推進</p> <p>散策など、遠州灘の自然とふれあう身近な利用を楽しむことができる海岸づくりを進めていくものとする。施設整備においては、誰もが良好な海岸環境に親しめるよう、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れていく。また、必要最小限の施設整備に留めることにより、環境への負荷の低減を図るものとする。</p> <p>■ 海岸利用の利便性の向上</p> <p>サーフィン、釣りなどのスポーツ・レジャー利用における利便性の向上を図るために、地元や利用者の意見を聴きながら、駐車場やトイレといった利便施設の整備を進める。また、その利便施設へのアクセス性の向上を図るために、幹線道路からのわかりやすいルート表示や案内表示にも配慮していく。さらに、浜に向かう利用者の安全性確保の観点から、消波堤などの海岸保全施設により、近づきにくい箇所でのアクセスの確保や遊歩道、津波からの避難のためのルート表示等の整備を進める。</p> <p>■ 地域と連携した安全で快適な海岸利用の支援</p> <p>海岸域は地図網、散策、釣り、サーフィン、ボードセーリングなど様々な利用が転換して行われているため、地域や関係機関と連携し利用のルールづくり等を推進するとともに、モラルやマナー向上の啓発を図るなど、安全で快適な海岸利用に向けた活動を支援していく。</p> <p>■ 自然体験、環境教育等の推進</p> <p>沿岸市町や地域と連携しつつ、アカウミガメの産卵地での観察会、海辺の生物や植物の調査・研究会、渡り鳥の観察会など、遠州灘沿岸の生き物や植物とふれあいながら環境を学ぶ機会と場の提供等の環境教育、自然体験学習の活動推進を支援していく。</p> <p>■ 海岸の利用に関する情報の共有</p> <p>遠州灘沿岸の文化、自然環境、海岸に関する地域活動など、様々な視点からの情報を広く収集・発信するとともに、情報交換の場づくりや機会づくりなど情報の共有化に向けた取り組みを進めるとともに、海岸利用のルールの周知徹底を図るべく広報等を進めていく。</p>	<p>4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項</p> <p>4-1 公衆の適正な利用を促進するための施策</p> <p>海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策を、以下のように設定する。</p> <p>■ 自然とふれあう海岸づくりの推進</p> <p>散策など、遠州灘の自然とふれあう身近な利用を楽しむことができる海岸づくりを進めていくものとする。施設整備においては、誰もが良好な海岸環境に親しめるよう、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れていく。また、必要最小限の施設整備に留めることにより、環境への負荷の低減を図るものとする。</p> <p>■ 海岸利用の利便性の向上</p> <p>サーフィン、釣りなどのスポーツ・レジャー利用における利便性の向上を図るために、地元や利用者の意見を聴きながら、駐車場やトイレといった利便施設の整備を進める。また、その利便施設へのアクセス性の向上を図るために、幹線道路からのわかりやすいルート表示や案内表示にも配慮していく。さらに、浜に向かう利用者の安全性確保の観点から、消波堤などの海岸保全施設により、近づきにくい箇所でのアクセスの確保や遊歩道、津波からの避難のためのルート表示等の整備を進める。</p> <p>■ 地域と連携した安全で快適な海岸利用の支援</p> <p>海岸域は地図網、散策、釣り、サーフィン、ボードセーリングなど様々な利用が転換して行われているため、地域や関係機関と連携し利用のルールづくり等を推進するとともに、モラルやマナー向上の啓発を図るなど、安全で快適な海岸利用に向けた活動を支援していく。</p> <p>■ 自然体験、環境教育等の推進</p> <p>沿岸市町や地域と連携しつつ、アカウミガメの産卵地での観察会、海辺の生物や植物の調査・研究会、渡り鳥の観察会など、遠州灘沿岸の生き物や植物とふれあいながら環境を学ぶ機会と場の提供等の環境教育、自然体験学習の活動推進を支援していく。</p> <p>■ 海岸の利用に関する情報の共有</p> <p>遠州灘沿岸の文化、自然環境、海岸に関する地域活動など、様々な視点からの情報を広く収集・発信するとともに、情報交換の場づくりや機会づくりなど情報の共有化に向けた取り組みを進めるとともに、海岸利用のルールの周知徹底を図るべく広報等を進めていく。</p> <p>■ 気候変動対応や社会情勢の変化への対応</p> <p>今後の気候変動への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、背後地を含めた海岸利用の実態を踏まえ、対策による影響を抑えるよう努める。</p>

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**青文字**:愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

○○:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

○○:第2回検討委員会以降、愛知県との協議を踏まえて変更した箇所

▶ 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の「利用に関する取組」について、以下の変更を行った。

気候変動対応や社会情勢の変化への対応の追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>3) 利用に関する取組</p> <p>○海岸保全施設整備における利用への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業活動・港湾利用に配慮すると共に、海岸や海域の様々なレクリエーション利用に配慮し、砂浜の保全や遊歩道等を整備するなど親水性の向上に努める。また、必要に応じて既存施設の修築・改築を図るなど、海との触れ合いの場の確保に努める。 <p>津波が到達するおそれがあるときなど、災害時に円滑な避難が可能となるよう配慮する。</p> <p>○海岸へのアクセス・駐車場の確保および海岸利用に資する施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸は人々の生活に潤いや憩いを与えてくれる場であることから、誰もが海岸に親しみ、海と触れ合えるよう、海岸へのアクセスや駐車場の確保に努めるとともに、ユニバーサルデザインによる施設の整備に取り組んでいく。案内看板などのサイン施設やトイレ、遊歩道、駐車場の確保など、海岸利用に資する整備に努める。 ・津波や高潮による浸水被害等の災害危険度及び避難地への安全移動経路をあらかじめ周知する避難誘導標識等の整備を推進する。 <p>○地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を基盤として、観光や海水浴、サーフィン、ダイビング、キャンプなどのレクリエーション、さらには漁業活動や港湾など、様々な海岸利用が行われていることから、地域の人々や市町、関係する団体、行政機関などと連携し、安全情報の周知や海岸利用のすみわけ(利用区域、環境保全区域等)など、安全で快適な海岸利用に向けて、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進する。 <p>○海岸利用マナーの向上・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸はみんなの財産という認識のもと個人個人が自覚を持つことで、海岸の豊かな自然環境が守られ、安全で快適に海岸を利用出来るように、市町、関係する団体・機関などと連携し、啓発活動や看板の設置を行うなど、海岸を利用する際のマナーの向上・育成に取り組んでいく。 	<p>3) 利用に関する取組</p> <p>○海岸保全施設整備における利用への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業活動・港湾利用に配慮すると共に、海岸や海域の様々なレクリエーション利用に配慮し、砂浜の保全や遊歩道等を整備するなど親水性の向上に努める。また、必要に応じて既存施設の修築・改築を図るなど、海との触れ合いの場の確保に努める。 <p>津波が到達するおそれがあるときなど、災害時に円滑な避難が可能となるよう配慮する。</p> <p>○海岸へのアクセス・駐車場の確保および海岸利用に資する施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸は人々の生活に潤いや憩いを与えてくれる場であることから、誰もが海岸に親しみ、海と触れ合えるよう、海岸へのアクセスや駐車場の確保に努めるとともに、ユニバーサルデザインによる施設の整備に取り組んでいく。案内看板などのサイン施設やトイレ、遊歩道、駐車場の確保など、海岸利用に資する整備に努める。 ・津波や高潮による浸水被害等の災害危険度及び避難地への安全移動経路をあらかじめ周知する避難誘導標識等の整備を推進する。 <p>○地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を基盤として、観光や海水浴、サーフィン、ダイビング、キャンプなどのレクリエーション、さらには漁業活動や港湾など、様々な海岸利用が行われていることから、地域の人々や市町、関係する団体、行政機関などと連携し、安全情報の周知や海岸利用のすみわけ(利用区域、環境保全区域等)など、安全で快適な海岸利用に向けて、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進する。 <p>○海岸利用マナーの向上・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸はみんなの財産という認識のもと個人個人が自覚を持つことで、海岸の豊かな自然環境が守られ、安全で快適に海岸を利用出来るように、市町、関係する団体・機関などと連携し、啓発活動や看板の設置を行うなど、海岸を利用する際のマナーの向上・育成に取り組んでいく。 <p>○気候変動の影響や社会情勢の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合には、背後地を含めた海岸利用の実態を踏まえ、対策による影響を抑えるよう努める。

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**○○**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更（伊豆半島沿岸）57

▶ 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画の「海岸の適正な利用に関する取組」について、以下の変更を行った。

気候変動対応や社会情勢の変化への対応の追加

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>3) 海岸の適正な利用に関する取組</p> <p>○海岸保全施設整備における利用への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・海岸は、観光や漁業などの地域の産業が営まれ、また、人々の暮らしに潤いや憩いを与える場であることから、海岸保全施設整備にあたっては、地域振興に配慮するとともに、誰もが親しみ、海と触れ合えるよう、海岸へのアクセス性や利便性の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインによる施設の整備に取り組むとともに、津波が到達するおそれがあるときなど、災害時に円滑な避難が可能となるよう配慮する。 <p>○サイン施設の設置や駐車場の確保など海岸利用に資する整備</p> <ul style="list-style-type: none">・観光利用や海水浴、サーフィン、ダイビングなど、様々な利用が地域産業の基盤となっていることから、市町や関係団体などと連携して、案内看板などのサイン施設やトイレ、遊歩道、駐車場の確保など、海岸利用に資する整備に努める。・津波や高潮による浸水被害等の災害危険度及び避難地への安全移動経路をあらかじめ周知する海拔表示、避難誘導標識等の整備を推進する。 <p>○地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・豊かな自然を基盤として、観光や海水浴、サーフィン、ダイビング、キャンプなどのレクリエーション、さらには漁業活動や港湾など、様々な海岸利用が行われていることから、地域の人々や市町、関係する団体、行政機関などと連携し、安全情報の周知や海岸利用のすみわけ(利用区域、環境保全区域等)など、安全で快適な海岸利用に向けて、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進する。 <p>○海岸利用マナーの向上・啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・海岸はみんなの財産という認識のもと個人々々が自覚をもつことで、海岸の豊かな自然環境が守られ、安全で快適に海岸を利用出来るように、市町、関係する団体・機関などと連携し、啓発活動や看板の設置を行うなど、海岸を利用する際のマナーの向上・育成に取り組んでいく。	<p>3) 海岸の適正な利用に関する取組</p> <p>○海岸保全施設整備における利用への配慮</p> <ul style="list-style-type: none">・海岸は、観光や漁業などの地域の産業が営まれ、また、人々の暮らしに潤いや憩いを与える場であることから、海岸保全施設整備にあたっては、地域振興に配慮するとともに、誰もが親しみ、海と触れ合えるよう、海岸へのアクセス性や利便性の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインによる施設の整備に取り組むとともに、津波が到達するおそれがあるときなど、災害時に円滑な避難が可能となるよう配慮する。 <p>○サイン施設の設置や駐車場の確保など海岸利用に資する整備</p> <ul style="list-style-type: none">・観光利用や海水浴、サーフィン、ダイビングなど、様々な利用が地域産業の基盤となっていることから、市町や関係団体などと連携して、案内看板などのサイン施設やトイレ、遊歩道、駐車場の確保など、海岸利用に資する整備に努める。・津波や高潮による浸水被害等の災害危険度及び避難地への安全移動経路をあらかじめ周知する海拔表示、避難誘導標識等の整備を推進する。 <p>○地域特性に応じた海岸利用のルールづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・豊かな自然を基盤として、観光や海水浴、サーフィン、ダイビング、キャンプなどのレクリエーション、さらには漁業活動や港湾など、様々な海岸利用が行われていることから、地域の人々や市町、関係する団体、行政機関などと連携し、安全情報の周知や海岸利用のすみわけ(利用区域、環境保全区域等)など、安全で快適な海岸利用に向けて、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進する。 <p>○海岸利用マナーの向上・啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・海岸はみんなの財産という認識のもと個人々々が自覚をもつことで、海岸の豊かな自然環境が守られ、安全で快適に海岸を利用出来るように、市町、関係する団体・機関などと連携し、啓発活動や看板の設置を行うなど、海岸を利用する際のマナーの向上・育成に取り組んでいく。 <p>○気候変動の影響や社会情勢の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・今後の気候変動の影響への対応などにより新たな海岸保全対策の実施が必要となる場合は、背後地を含めた海岸利用の実態を踏まえ、対策による影響を抑えるよう努める。

凡例: **赤文字**:現行計画からの変更箇所、**○○**:第2回検討委員会での意見に対する変更箇所

5 今後のスケジュール

▶「技術検討会」での技術的な検討結果や「連絡調整会議」での関係者間の協議結果等を「検討委員会」に諮りつつ、県内3沿岸の検討を横並びに進め、令和7年度中に県内3沿岸同時の計画変更を目指す。

■海岸保全基本計画変更までのスケジュール

